

# 多文化共生の推進に関する研究会（第6回）

## 議事次第

日時：令和2年6月5日（金）  
13:00～15:00  
場所：オンライン開催

### 議事

- 1 多文化共生の地域づくりについて
- 2 多文化共生施策の推進体制の整備について
- 3 多文化共生に係る指針等の未策定団体の課題と対応について

### （配付資料）

- 資料 1 第6回研究会資料
- 資料 2 地域の担い手としての外国人（長谷部委員発表資料）
- 資料 3 外国人支援者のネットワークの構築のイメージ図  
（出入国在留管理庁発表資料）
- 資料 4 新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組  
（出入国在留管理庁発表資料）



## 第 6 回研究会資料

- (1) 多文化共生の地域づくり . . . . . P. 1
- (2) 多文化共生施策の推進体制の整備 . . . . . P. 20
- (3) 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況 . . . . . P. 31

令和 2 年 6 月 5 日  
自治行政局国際室

# (1) 多文化共生の地域づくり

# 「地域における多文化共生推進プラン」（平成18年3月）抜粋

## 3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

### (3) 多文化共生の地域づくり

#### ① 地域社会に対する意識啓発

##### ア. 地域住民等に対する多文化共生の啓発

日本人住民が外国人住民と共生していくために、住民や企業、NPO等を対象に、多文化共生の地域づくりについて啓発を行うこと。

##### イ. 多文化共生の拠点づくり

学校、図書館、公民館等において、地域と連携しながら、多文化共生の拠点として、教職員、保護者、そして地域住民に向けた啓発活動を行うこと。

##### ウ. 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

外国人住民の母国の文化や日本の文化等を紹介する交流イベントを開催し、地域住民が交流する機会をもうけること。

#### ② 外国人住民の自立と社会参画

##### ア. キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援

外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の自助組織の支援を行うこと。

##### イ. 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

審議会や委員会などの会議への外国人住民の参加を促進し、地方公共団体の施策に外国人住民の意見を広く反映させる仕組みを構築すること。

##### ウ. 外国人住民の地域社会への参画

地域の実情に応じて適切な自立支援体制を整備すると同時に、外国人住民の地域社会（自治会、商店街、PTAなど）への参画を促進すること。

##### エ. 地域社会に貢献する外国人住民の表彰制度

外国人住民の中には、様々な形で地域社会の構成員として活躍し、地元社会に貢献している人々もいることから、そのような活動を評価し、表彰すること。



## 概要

### 2. 項目ごとの概要

#### (3) 多文化共生の地域づくり

##### ① 地域における多文化共生の啓発

外国人住民が地域において自立し社会参加をしていくためには、外国人への働きかけだけでなく、日本人住民がいかに受け入れるかが重要である。そのためには、地域社会への多文化共生の意識啓発や、日本人住民と外国人住民との交流の場をつくる必要がある。

プランでは、多文化共生の意識啓発のため、住民や企業、NPO等への啓発や、学校、図書館、公民館等の様々な拠点づくり、地域住民が交流する機会となるようなイベントの開催を施策の例として挙げている。

本事例集では、より多くの地域住民の参加を促す工夫がなされている事例や、幅広い日本人住民へ多文化共生の考え方を発信している事例、各団体との協働や、留学生やJETプログラム参加者などの人材の活用により地域における多文化共生の啓発を進めている事例を紹介する。

##### ② 外国人住民の自立と社会参画

外国人住民は、支援される側と捉えられがちな一方、地域社会の一員として日本人住民とともに様々な活動に従事し、住民自治的な地域運営の円滑化にも大いに貢献しうる存在と捉えることもできる。

本事例集では、外国人住民の協力を得て地域における課題を的確に捉え、外国人住民の地域社会への積極的な参画を促した事例を紹介する。

##### ③ 多文化共生に関わる体制づくり

地方自治体の各部署において、外国人住民に対しても必要な行政サービスを提供していくことが求められる中、外国人を地域社会の一員として捉える多文化共生の考え方は、多文化共生担当部局に特化したものではなく、地方自治体全体において広く共有されていくべきものである。

さらに、外国人住民に対する行政サービスに際しては、人材の有効活用や、包括的な支援を可能とする体制整備など、サービスの提供方法にも工夫を凝らす必要があると考えられる。

本事例集では、地方自治体における多文化共生を担う組織・人材づくりや職員への多文化共生の意識の浸透についての事例を紹介する。

## 概要

### 2. 項目ごとの概要

#### (4) 地域活性化やグローバル化への貢献

##### ① 地域活性化への貢献

人口減少に直面する地域においては、その土地に愛着を抱きながら、コミュニティや経済活動の活性化を図ろうとする人材は、国籍を問わず貴重な存在である。

外国人住民を支援の対象として捉えるだけでなく、外国人としての視点や外国人がもたらす多様性を積極的に活用することによって、地域資源を新たな観点から捉えたビジネスモデルの形成や、地域産業の振興、ひいては地域の活性化へつなげていくことは、まちづくりに関し有効なアプローチであろう。

本事例集では、外国人住民が主体となるような活動を通じて、地域の活性化に貢献している事例を紹介する。

##### ② グローバル化への貢献

人や商品、資本、情報などのグローバルな動きを、地域の活性化のために積極的に取り込んでいこうとする地方自治体も増えている。地域のグローバル化においては、国や文化の壁を越えて活動し、その多様性を尊重し合いながら活かしていくことが求められる。

本事例集では、インバウンド観光の需要の発掘により、地域の価値を再発見した事例や、留学生をはじめとする外国人の活躍を通じて、人や企業のグローバルな交流を推進した事例などを紹介する。

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会における多文化共生の啓発

- ・東京都人権施策推進課 『人権啓発動画「外国人の人権」の配信』(P.115)
- ・(公財)愛知県国際交流協会 『コミュニティガーデンを活用した多文化共生のまちづくり促進事業～地域の人々が協働する緑の空間～』(P.117)
- ・周南市観光交流課 『周南市国際交流サロン等運営事業』(P. 119)
- ・サークル・タイム(Circle Time) 『英語での読み聞かせサークル』(P.121)

② 外国人住民の自立と社会参画

- ・(公財)宮城県国際化協会、(公財)山形県国際交流協会宮城・山形 『定住外国人エンパワメント・カレッジ』(P.125)
- ・川口市協働推進課、芝園団地自治会 『外国人住民生活情報伝達モデル事業』(P.127)
- ・(公財)大阪国際交流センター 『外国人コミュニティ連携事業』(P.129)

③ 多文化共生に関わる体制づくり

- ・浜松市精神保健福祉センター、浜松市国際課 『在住外国人のメンタルヘルス相談事業』(P.133)
- ・広島県国際課 『多文化共生市町担当職員研修』(P.135)

(4) 地域活性化やグローバル化への貢献

① 地域活性化への貢献

- ・石川県国際交流課 『留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー』(P.139)
- ・(一財)グローバル人財サポート浜松 『多文化コンシェルジュの活躍による人と文化の多様性を活かした日本語教育プロジェクト』(P.141)
- ・滋賀県国際室 『Startup Weekend Shiga (Change Makers in Nagahama City)』(P.143)

② グローバル化への貢献

- ・(株)NAC 『通年アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の実現』(P.149)
- ・(株)商輪 『留学生ドラフト会議』(P.151)
- ・別府市文化国際課 『別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業』(P.153)

## II 施策

### 3 生活者としての外国人に対する支援

#### (3) 多文化共生の地域づくり

##### ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

###### 【現状認識・課題】

我が国において人口減少や高齢化が進行する中、地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として、外国人住民の役割は重要性を増しており、国籍等にかかわらず外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進することが求められている。

このような観点から、地方公共団体における多文化共生の取組の更なる促進を図るとともに、外国人が安心して我が国での生活や就労を開始できるようにするため、地域において外国人の支援に携わる機関・個人に対する適切な支援等を行う必要がある。

###### 【具体的施策】

(略)

- 地方公共団体等において活躍したいと望む在外の親日外国人材と地方公共団体等のニーズ(地方創生業務)に対する円滑なマッチングが行われるように、在外公館等における外国人材への広報を行うなど適確なマッチングの支援を進める。また、地方公共団体等において、外国人材が安定的に雇用され、柔軟かつ効果的に幅広く活動することが可能となるよう包括的な資格外活動許可の活用を周知し、外国人材の活躍を促進する。〔内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)、外務省、法務省〕《施策番号52》

(略)

## 定住外国人が主体的に担い手となっている地域における多文化共生の事例

- 「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月)に記載しているコミュニケーション支援、生活支援等について、定住外国人が主体的に担い手となっている事例がある。

分類	人材・事例	概要
コミュニケーション 支援・生活支援	カブレホス セサル氏 (ランゲージワン(株)社員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペルー出身。来日後、幼少期より南米コミュニティで周囲の通訳支援を行う</li> <li>・通訳会社に就職し、電話通訳者として活躍</li> </ul>
	山浦 育子氏 (荒川区職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国出身。留学生として来日後、結婚・育児を経て、小中学校での国際理解授業・日本語指導員、国際交流協会の中国語相談員を経験</li> <li>・現在は、日本語教育等の支援事業の企画・運営を担う</li> </ul>
	NPO法人 フィリピンナガイサ (静岡県浜松市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在住フィリピン人を対象に日本語教室、日常生活に必要な情報提供を実施</li> <li>・在住フィリピン人女性が中心となって運営し、講師もフィリピン人が務める</li> </ul>
	NPO法人 NO BORDERS (群馬県太田市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日系ブラジル人有志が設立し、日系人の子どものために日本語・教科学習の支援を実施</li> <li>・町内の高齢者施設への訪問や夏祭り参加など、日系人の子どもたちと地域社会との交流の機会も設けている</li> </ul>
コミュニティ活動・ 地域活動	総社市外国人防災リーダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19名(ブラジル8名・フィリピン4名・中国2名・アメリカ2名・ペルー2名・ベトナム1名)の外国人防災リーダーが、“支援する側”として活動</li> <li>・訓練・研修参加、多言語防災カード作成、西日本豪雨災害時の救助活動等を実施</li> </ul>
	NPO法人 ABT豊橋ブラジル 協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラジル人の自助組織として設立</li> <li>・日本語教室・母語教室、相談業務、日本人向けポルトガル語教室等を実施するほか、インターネットラジオを運営</li> </ul>



## 定住外国人が主体的に担い手となっている地域における多文化共生の事例

○ 定住外国人が、自らの強みを活かして、地域活性化の担い手となる特徴的な事例も出てきている。

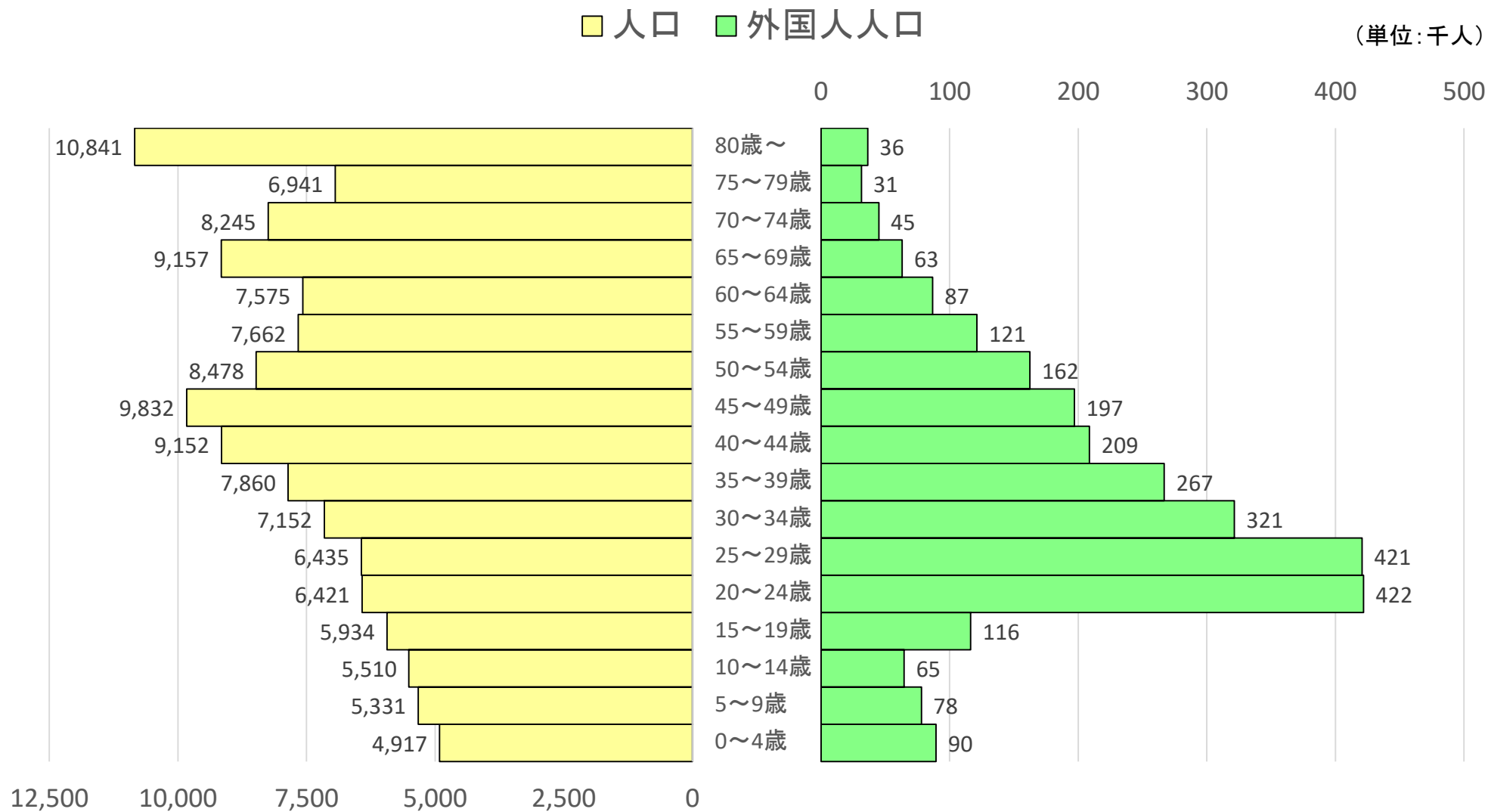
分類	人材・事例	概要
起業	阿部 梅子氏 (有)うめちゃんキムチ本舗代表取締役)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国出身。山形県朝日町(現鶴岡市)の農家に嫁ぐ</li> <li>・地元料理コンテスト受賞をきっかけに、キムチの生産販売を開始</li> <li>・販路拡大とともに、外国人配偶者を雇用</li> </ul>
日本文化の継承	フィリップ ハーパー氏 (木下酒造(有)常務取締役)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英国出身、JETとして来日。奈良、大阪、茨城で酒造りの修行を積んだ後、木下酒造(京都府京丹後市)で社務を務める</li> </ul>
	アレックス カー氏 (東洋文化研究者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国出身。徳島県祖谷の古民家を拠点に、京都の町家再生や日本全国の古民家再生をプロデュースする</li> </ul>
インバウンド	ロス フィンドレー氏 (株)NAC代表取締役)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア出身。来日後スキーのインストラクターとなる</li> <li>・倶知安町移住後、会社を設立し、通年型アウトドア体験観光を事業化</li> </ul>
	クルト 巖蔵氏 (高野山無量光院僧侶)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スイス出身。仏・独・英・伊の各国語で、高野山の曼荼羅、仏像、ふすま絵、精進料理、仏教行事等を解説し、魅力を紹介</li> </ul>
	ポール クリスティー氏 (Walk Japan CEO 兼 The Japan Travel Company (株)代表取締役社長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英国出身。日・英の企業勤務を経て、大分県国東半島を中心に活動。民家、田畑・森林等の再生を手がける。Walk Japan 代表として同社の提供するツアーを通じて、訪日観光客に知られざる日本を紹介</li> </ul>
留学生	石川県 留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人の視点から見た地域の魅力を発信するモニターツアーを開催</li> <li>・留学生、JET参加者が参加して、ツアー後、SNS等を通じて魅力を発信</li> </ul>
地域おこし協力隊	カン ユンス氏 (岡山県真庭市 元隊員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国出身。クラウドファンディングを活用し、空き家を改修して、外国人向け多国籍シェアハウスをオープン。滞在者と地域の交流事業も実施</li> </ul>
	ファビアン イザギレ氏 (栃木県鹿沼市 元隊員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスタリカ出身。愛知県内での映像制作経験を活かして、同市のプロモーション業務に従事</li> <li>・現在は、同市内で映像クリエイターとして独立・起業</li> </ul>

【（3）多文化共生の地域づくり】

- ・ 近年の地方公共団体における具体的な取組を踏まえた記述について、検討する必要があるのではないか。
- ・ 平成29年に作成した「多文化共生事例集」で新たな視点として追加した「地域活性化やグローバル化への貢献」等を追加することも考えられるのではないか。



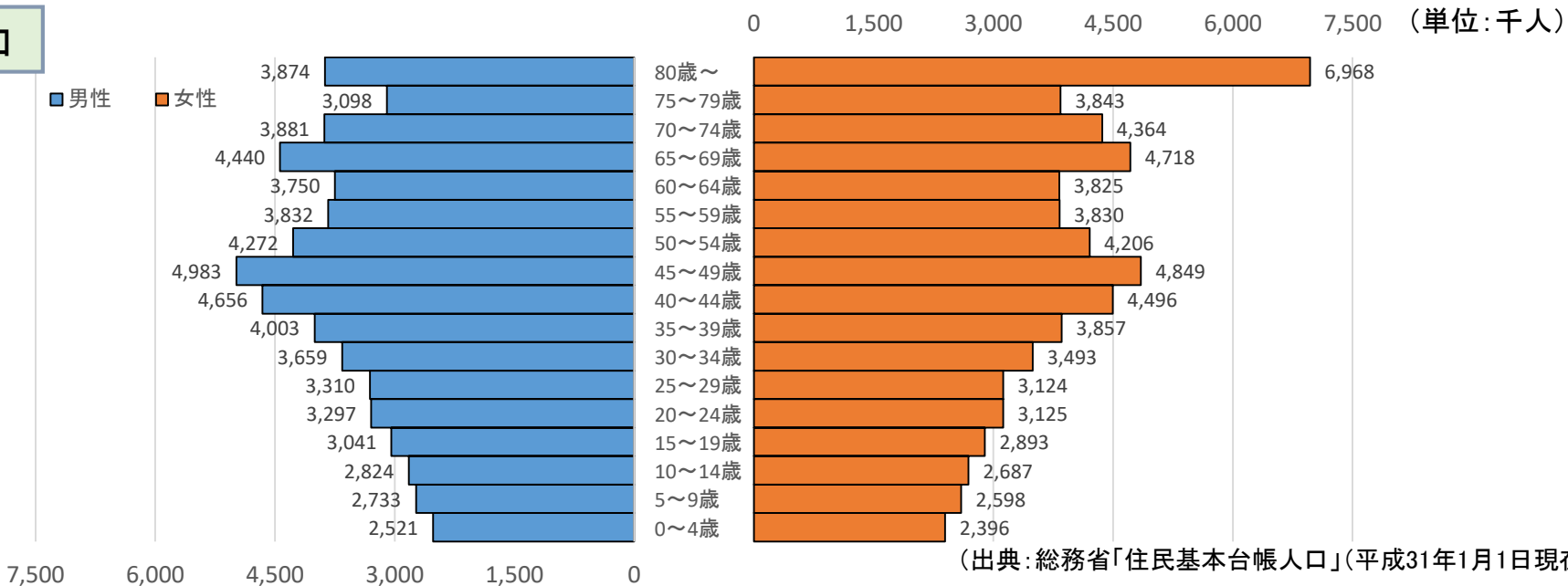
# 【参考】平成30年度（2018年度）における日本の人口及び外国人人口の年齢別比較



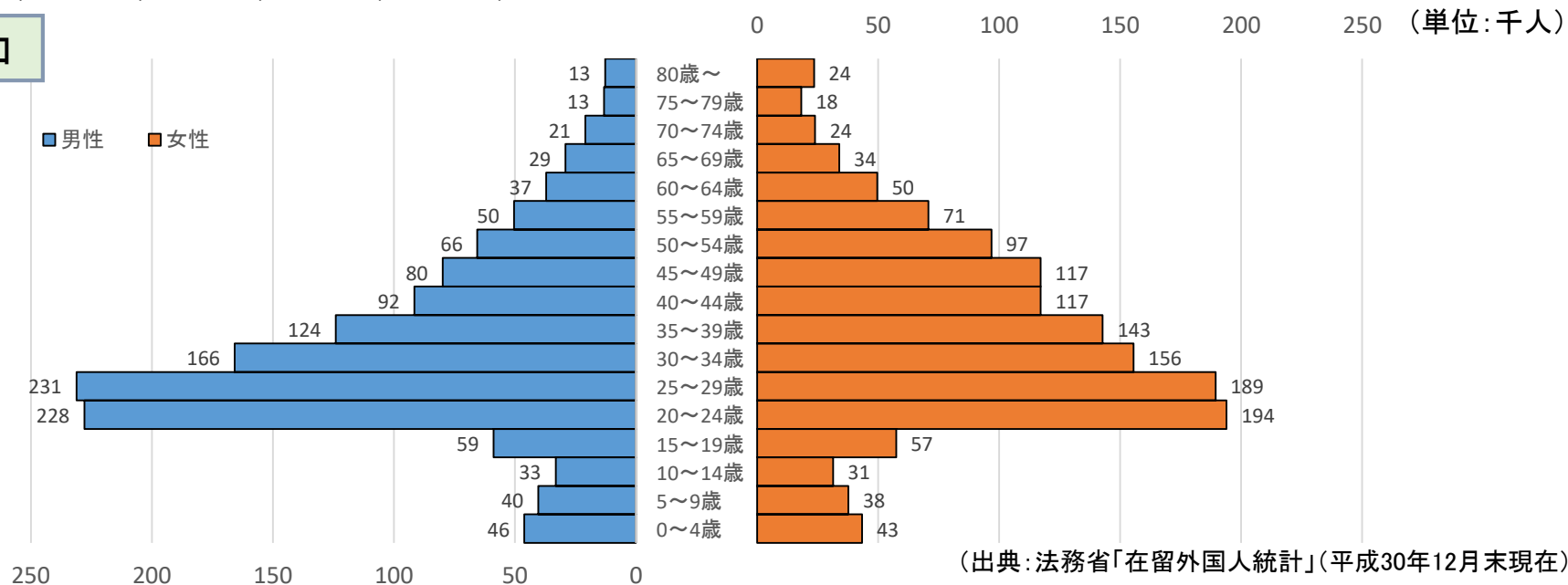
(注)人口については、総務省「住民基本台帳人口」を基に、平成31年1月1日現在の数値である。  
外国人人口については、法務省「在留外国人統計」を基に、平成30年12月末現在の数値である。

# 【参考】平成30年度（2018年度）日本の人口及び外国人人口の男女・年齢別比較

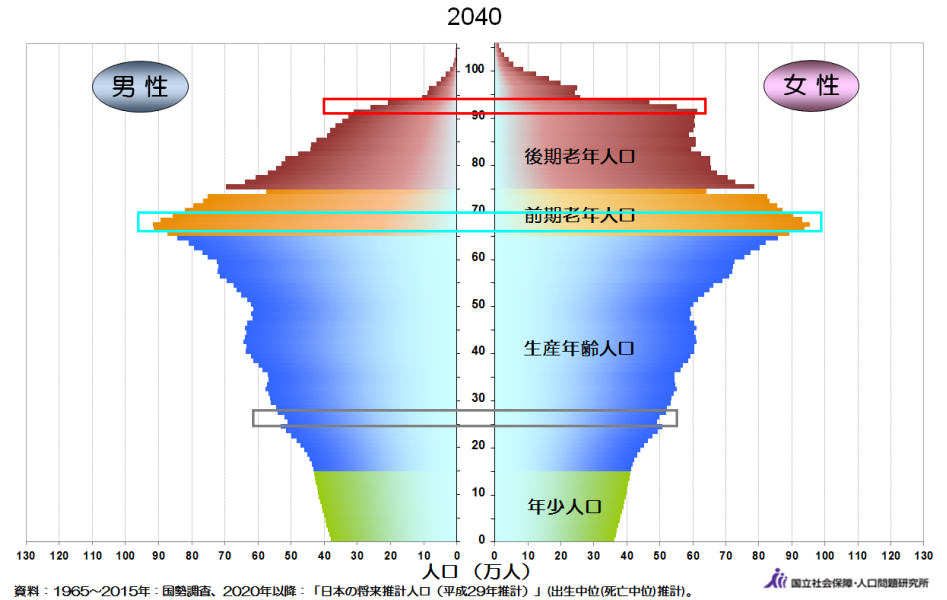
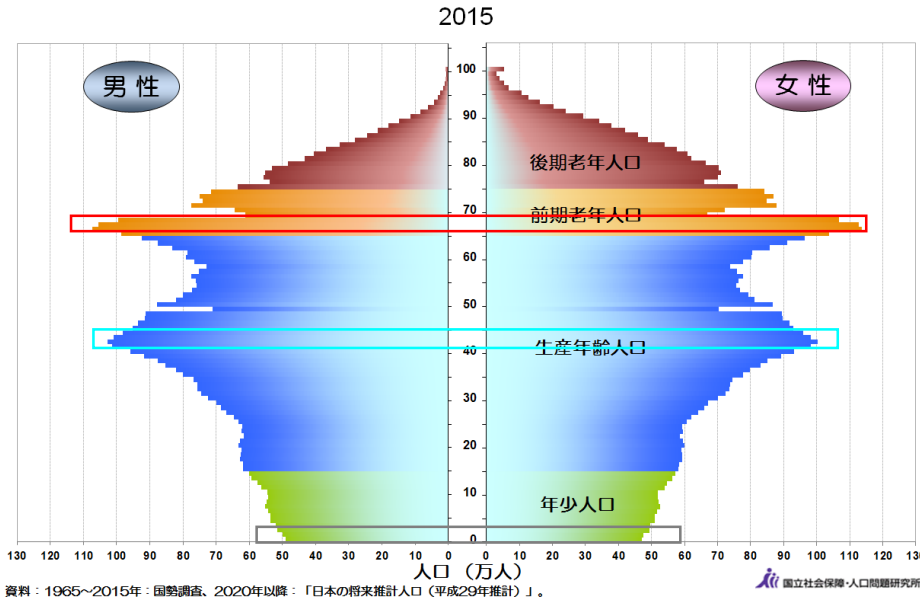
## 日本の人口



## 外国人人口



- 2040年には、団塊の世代(出生数 260~270万人/年)及び団塊ジュニア世代(出生数 200~210万人/年)が高齢者となっており、我が国の人口ピラミッドはいわゆる棺おけ型になる。
- 近年の出生数は、年間100万人に満たない。2040年にはこの世代が20歳代となる。



出典: 「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

	出生数	2015年※1	2040年※1
<b>団塊の世代</b> 1947~49年生まれ	267.9万人 ~269.7万人	215.2万人 66~68歳	80.4万人 91~93歳
<b>団塊ジュニア</b> 1971~74年生まれ	200.1万人 ~209.2万人	198.9万人 41~44歳	182.7万人 66~69歳
<b>【参考】</b> 2013~15年生まれ	100.4万人 ~103.0万人	98.2万人 0~2歳	102.7万人※2 25~27歳

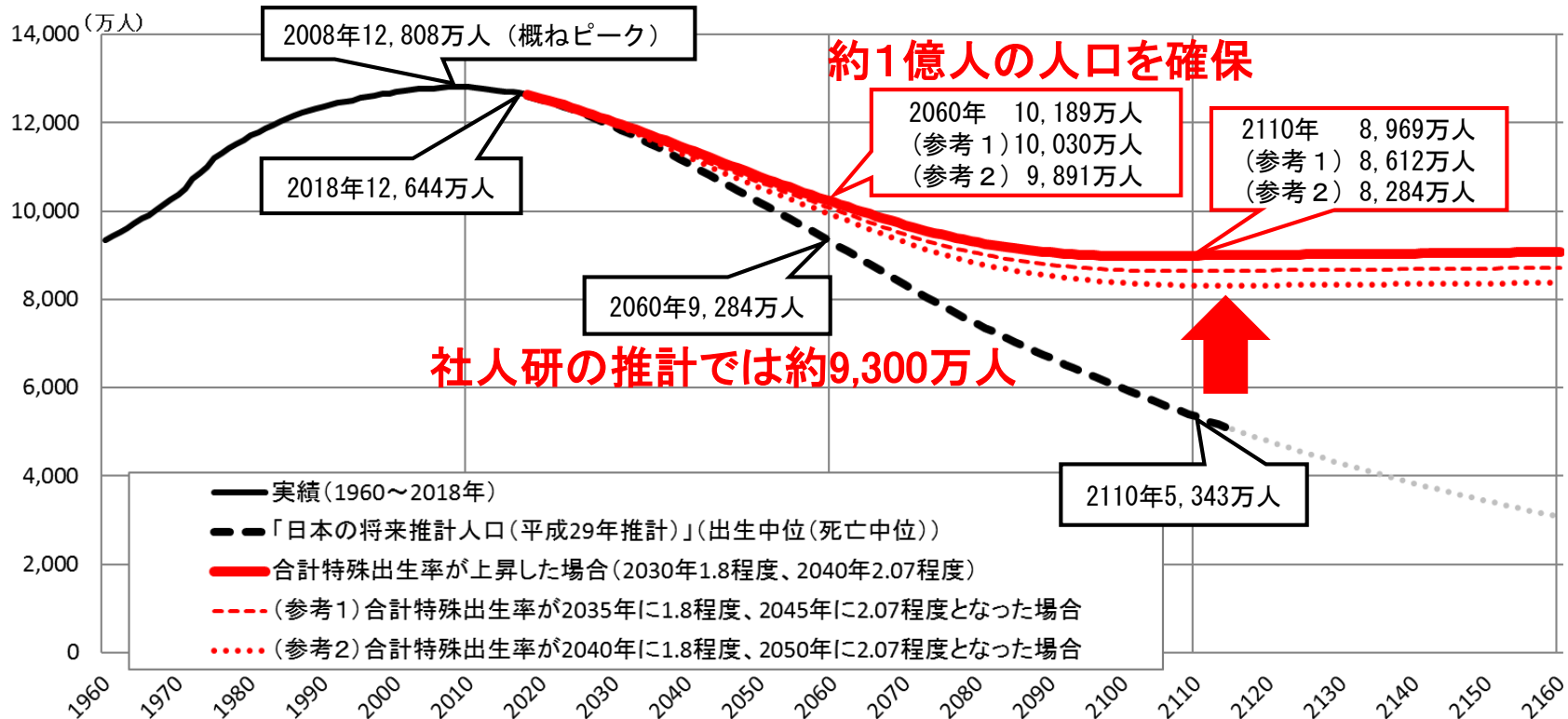
※1 2015年、2040年の各世代人口は各年齢の平均を記載。

※2 日本の将来推計人口は、国籍に関わらず日本に在住する総人口を推計の対象としており、国際人口移動率(数)を仮定して推計を実施している。

出典: 出生数は厚生労働省「人口動態統計調査」から作成、2015年、2040年人口は「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)から作成

- 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計<sup>(注1)</sup>によると、**2060年の総人口は約9,300万人まで減少**。
- 仮に合計特殊出生率が上昇<sup>(注2)</sup>すると、**2060年は約1億人の人口を確保**。  
**長期的にも約9,000万人で概ね安定的に推移**すると推計。
- 仮に合計特殊出生率の向上が5年遅くなると、**将来の定常人口が約300万人少なくなると推計**。

## 我が国の人口の推移と長期的な見通し



(注1) 社人研「日本の将来推計人口(平成29年推計)」出生中位(死亡中位)

(注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

(注3) 実績(2018年までの人口)は、総務省「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。2115~2160年の点線は社人研の2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

## 目指すべき将来

将来にわたって  
「活力ある地域社会」  
の実現

人口減少を和らげる

結婚・出産・子育て  
の希望をかなえる

◆ 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合、50%

魅力を育み、  
ひとが集う

○ 地方に住みたい希望の実現

地域の外から稼ぐ力を  
高めるとともに、  
地域内経済循環を実現する

人口減少に適応した  
地域をつくる

「東京圏への一極集中」  
の是正

◆ 地方・東京圏の転出入均衡

## 基本目標

## 主な施策の方向性

## 横断的な目標

### 1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

○ 地域の特性に応じた、生産性が高く、  
稼ぐ地域の実現

◆ 地方における若者を含めた就業者増加数  
100万人（2019年～2024年）

○ 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化  
○ 専門人材の確保・育成

○ 安心して働ける環境の実現

◆ 若い世代（15～34歳）の正規雇用労働者等の割合  
全ての世代と同水準を維持

○ 働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保

### 2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

○ 地方への移住・定着の推進

◆ UIターンによる起業・就業者数、6万人（2019年～2024年）等

○ 地方移住の推進  
○ 若者の修学・就業による地方への定着の推進

○ 地方とのつながりの構築

◆ 「関係人口」の創出・拡大に取り組む地方公共団体の数  
1,000団体

○ 関係人口の創出・拡大  
○ 地方への資金の流れの創出・拡大

### 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○ 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

◆ 第1子出産前後の女性継続就業率、70%（2025年）等

○ 結婚・出産・子育ての支援  
○ 仕事と子育ての両立

○ 地域の実情に応じた取組の推進

### 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

○ 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

◆ 市町村域内人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める割合が増加している市町村数、評価対象都市の2/3等

○ 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実  
○ 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

○ 安心して暮らすことができるまちづくり

## 多様な人材の活躍を推進する

○ 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進  
○ 誰もが活躍する地域社会の推進

◆ 地域再生法等に基づき指定されている  
NPO法人等の数、150団体  
◆ 女性の就業率、82%等

## 新しい時代の流れを力にする

○ 地域におけるSociety 5.0の推進  
◆ 未来技術を活用し地域課題を解決・改善した地方公共団体の数及びその課題解決・改善事例数、600団体・600件  
○ 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり  
◆ SDGsの達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合、60%

## 本論 第2期における地方創生

### 2. 項目ごとの概要

#### 第2章 第2期における施策の方向性

##### 【横断的な目標1】多様な人材の活躍を推進する

地方創生の取組は、これを担う人材の活躍によって、初めて実現される。地方創生の更なる推進に向けては、地方創生の基盤を成す多様な人材に焦点を当て、その活躍を推進することが重要である。

このため、多様化、複雑化する地域の課題の解決に向けて、地方公共団体だけでなく、企業、NPO、住民など、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画できるよう、多様なひとびとが活躍できる環境づくりを積極的に進める。

また、女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが活躍し、多様性に富む豊かな地域社会をつくることが重要である。こうした地域社会を実現するためには、共助、互助の考え方も踏まえ、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合う体制づくりが重要であり、このようなつながりや場の形成は、新しい発想やビジネスを生み出す力としても期待される。

#### 横1-2 誰もが活躍する地域社会の推進

##### (2) 地域における多文化共生の推進

近年、地方における外国人人口が増加している中、新たな在留資格として「特定技能」も創設され、地域における新たな担い手として、外国人材の更なる活躍が期待される。一方で、特定技能外国人の大都市圏等への集中の防止も図る必要がある。

このような状況を踏まえ、外国人材がその能力を最大限に発揮し、地域における新たな担い手として定着できるよう、外国人材に対する積極的な受入支援や共生支援を行うことが重要である。

このため、外国人材が地域の担い手として定着できるよう、外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人材の受入支援や共生支援などについて優良事例の収集・横展開を行うとともに、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を引き続き支援する。さらに、外国人材と地方公共団体の円滑なマッチング等を支援し、地方公共団体における外国人材の活躍を促進する。



- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。**「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会**の実現のため、2030年を年限とする**17の国際目標**。(その下に、169のターゲット、232の指標が決められている。)



- 普遍性** 先進国を含め、**全ての国が行動**
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し「**誰一人取り残さない**」
- 参画型** **全てのステークホルダーが役割を**
- 統合性** 社会・経済・環境に**統合的に取り組む**
- 透明性** **定期的にフォローアップ**

## 前身：ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)

- ▶ 2001年に国連で専門家間の議論を経て策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
- ▶ 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。  
(①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯)

- ✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
  - 極度の貧困半減 (目標①) やHIV・マラリア対策 (同⑥) 等を達成。
  - × 乳幼児や妊産婦の死亡率削減 (同④、⑤) は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。

**環境**  
(リオ+20)

**人権**

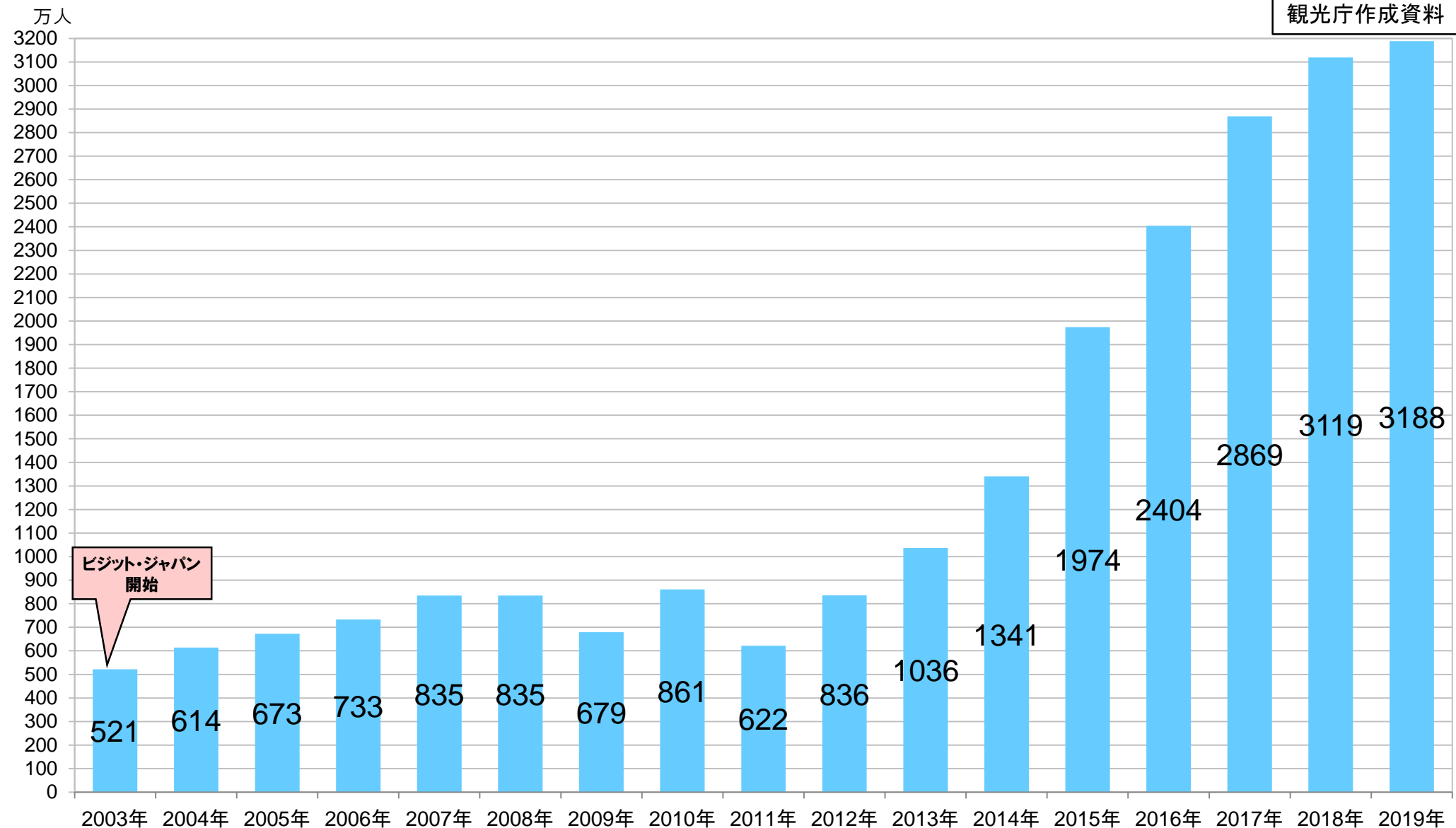
**平和**

# 【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

目標1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4 (教育)	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
目標6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8 (経済成長と雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
目標9 (インフラ, 産業化, イノベーション)	強靱(レジリエント)なインフラ構築, 包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10 (不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11 (持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13 (気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15 (陸上資源)	陸域生態系の保護, 回復, 持続可能な利用の推進, 持続可能な森林の経営, 砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



# 訪日外国人旅行者数の推移



注) 2018年以前の値は確定値、2019年の値は暫定値 %は対前年同月比

出典：日本政府観光局(JNTO)

## (2) 多文化共生施策の推進体制の整備

# 「地域における多文化共生推進プラン」（平成18年3月）抜粋

## 3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

### (4) 多文化共生の推進体制の整備

#### ① 多文化共生の推進を所管とする担当部署の設置や庁内の横断的な連携

地域の実情に応じて多文化共生の推進を所管とする担当部署を庁内に設置することや、外国人住民施策担当部局が中心となって、横断的な連絡調整を行い、各部局の連携が図られるようにすること。

#### ② 地域における各主体の役割分担と連携・協働

##### 【市区町村の役割】

##### ア. 市区町村の役割

市区町村においては、地域の実情を踏まえつつ、また、都道府県との役割分担を明確にししながら、区域内における多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、外国人住民を直接支援する主体としての取組を行うこと。

##### イ. 各主体の連携・協働

市区町村の外国人住民施策担当部局および国際交流協会が中心的な役割を担い、市区町村レベルでどのようなソースが存在しているかについて情報共有した上で、関係するNPO、NGOその他の民間団体が連携・協働を図るための協議の場を設けること。

##### 【都道府県の役割】

##### ア. 都道府県の役割

都道府県レベルにおける多文化共生の推進に関する指針・計画を策定し、市区町村レベルの対応を促進すること。

その際、広域の地方公共団体として、市区町村との役割分担を明確にしつつ、市区町村との情報共有の上、通訳者などの専門的人材育成やモデル事業の実施などの取組を推進すること。

##### イ. 各主体の連携・協働

都道府県の外国人住民施策担当部局および国際交流協会が中心的な役割を担い、都道府県レベルでどのようなソースが存在しているかについて情報共有した上で、関係するNPO、NGOその他の民間団体が連携・協働を図るための協議の場を設けること。

## II 施策

### 3 生活者としての外国人に対する支援

#### (3) 多文化共生の地域づくり

##### ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

###### 【現状認識・課題】

我が国において人口減少や高齢化が進行する中、地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として、外国人住民の役割は重要性を増しており、国籍等にかかわらず外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進することが求められている。

このような観点から、地方公共団体における多文化共生の取組の更なる促進を図るとともに、外国人が安心して我が国での生活や就労を開始できるようにするため、地域において外国人の支援に携わる機関・個人に対する適切な支援等を行う必要がある。

###### 【具体的施策】

(略)

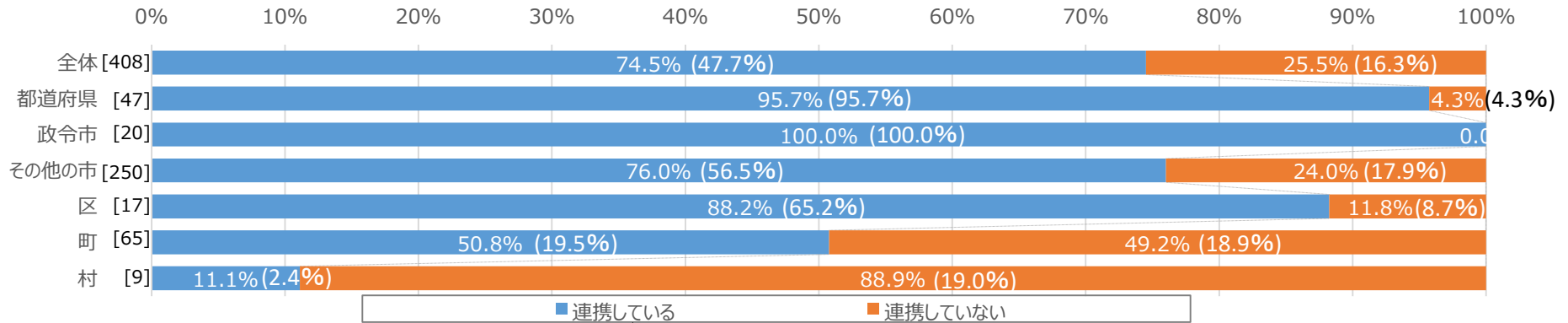
- 地域において外国人の支援に携わる人材・団体(外国人支援者)の育成を図るべく、外国人に対する生活ガイダンスの実施・各種行政手続に関する情報提供、住宅の確保、生活に必要な日本語の習得の支援、外国人からの相談・苦情への対応等を適切に行うことができるようにするための研修等を行うとともに、適切な支援が行えるよう継続的に情報提供を行う。特に、我が国への滞在を開始して間もない外国人に対する生活ガイダンスを、法令上当該外国人の支援を行うこととされている者がより一層適切に実施できるよう、関係省庁、地方公共団体、外国人支援団体等の意見等も聴きつつその内容を策定する。また、外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークを構築する。〔法務省等関係省庁〕《施策番号51》

(略)

# 地方公共団体が策定している多文化共生に係る指針・計画等の調査結果報告

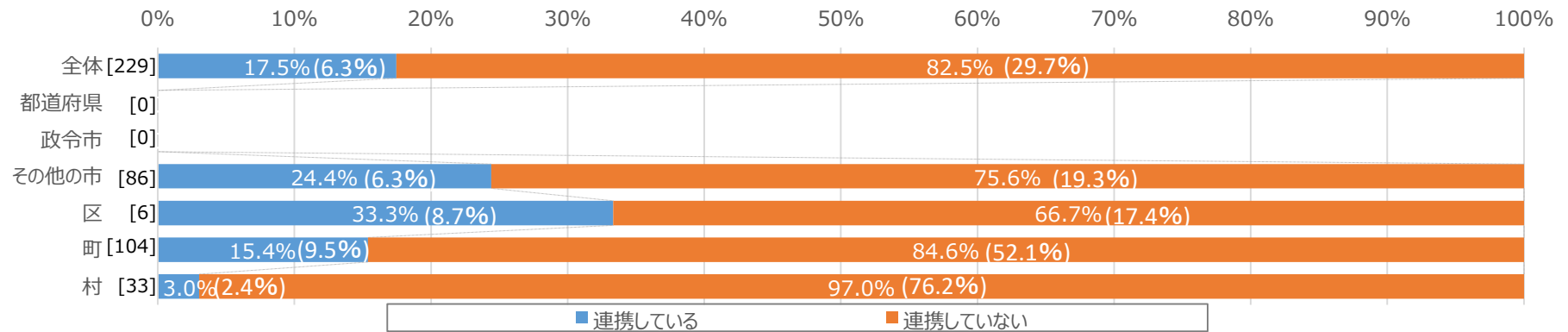
〔「多文化共生推進に係る担当部署の設置状況」及び「部局・関係機関間の連携状況」〕

担当部署を設置している(担当者の配置を含む。)



担当部署を設置していない

※連携の内容  
指針等の策定・進捗確認、関連施策の取りまとめ、会議開催、多言語化推進等

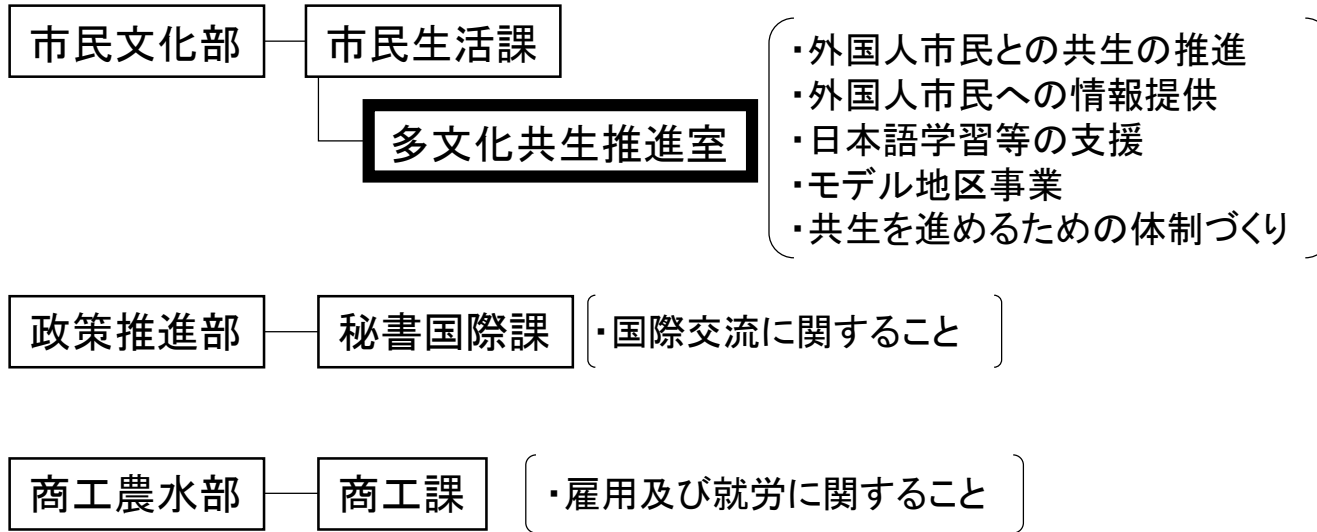


注 図中の[]は回答数、()は都道府県・市区町村の区分全体に占める割合

※令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い572市区町村(計639団体)を対象に実施したアンケート調査を基に作成

# 地方公共団体における多文化共生担当部署設置の事例（四日市市）

## （外国人関連施策を所掌する主な組織）



## （多文化共生推進室が庁内外の連携上果たしている役割）

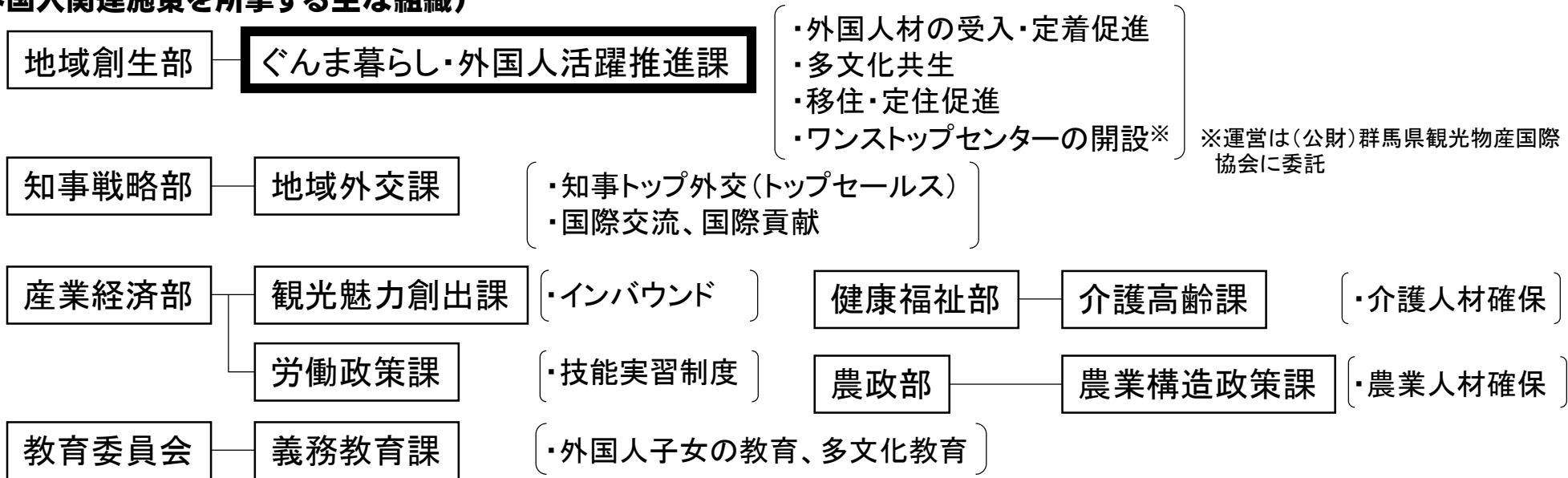
庁内における連携	庁外との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>○多文化共生推進本部（部長級。本部長：副市長）、同幹事会（課長級）を開催し、情報共有</li> <li>○職員研修を実施し、多文化共生の意識を醸成</li> <li>○その他、多文化共生プランの取組を中心に部署間の連携を推進（イベント開催、翻訳、通訳、協議や会議への参加等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○窓口が明確化したことで、住民が相談等しやすい環境</li> <li>○多文化共生推進協議会（ハローワーク、商工会議所、警察、自治会、外国人市民等）を開催し、情報共有</li> <li>○外国人市民を雇用している企業等を訪問し、雇用の状況や日本語教育の状況等を情報交換</li> </ul>

### 【多文化共生推進室設置の経緯】

- ・平成16年、製造業に従事する南米出身の日系外国人が多数居住（平成18年：20%超）する笹川地区に、住民に身近な場所で多文化共生を推進する拠点施設として、「四日市市国際共生サロン（現多文化共生サロン）」を設置。
- ・地域住民からの要望もあり、少子高齢化の中で「外国人市民も参画する地域づくりをやっていきたい」ということで、平成23年に笹川地区を多文化共生モデル地区として位置付けるとともに、多文化共生推進室を新設。

# 地方公共団体における多文化共生担当部署設置の事例（群馬県）

## （外国人関連施策を所掌する主な組織）



## （ぐんま暮らし・外国人活躍推進課が庁内外の連携上果たしている役割）

庁内における連携	庁外との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>○移住希望者や外国人から選ばれる地域づくりを総合的に推進</li> <li>○「受入」「多文化共生」それぞれ関係所属と連携して施策の調整等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人との新たな共生推進会議やワンストップセンターなど外国人等の声を聴く仕組みづくり</li> <li>○県内企業・事業者と外国人材の採用マッチング支援等、外国人材の円滑な受入れ</li> <li>○ぐんま医療通訳派遣システム運営委員会と協定を結んだ医療機関等への医療通訳の派遣等、生活者としての外国人支援</li> </ul>

### 【ぐんま暮らし・外国人活躍推進課設置の経緯】

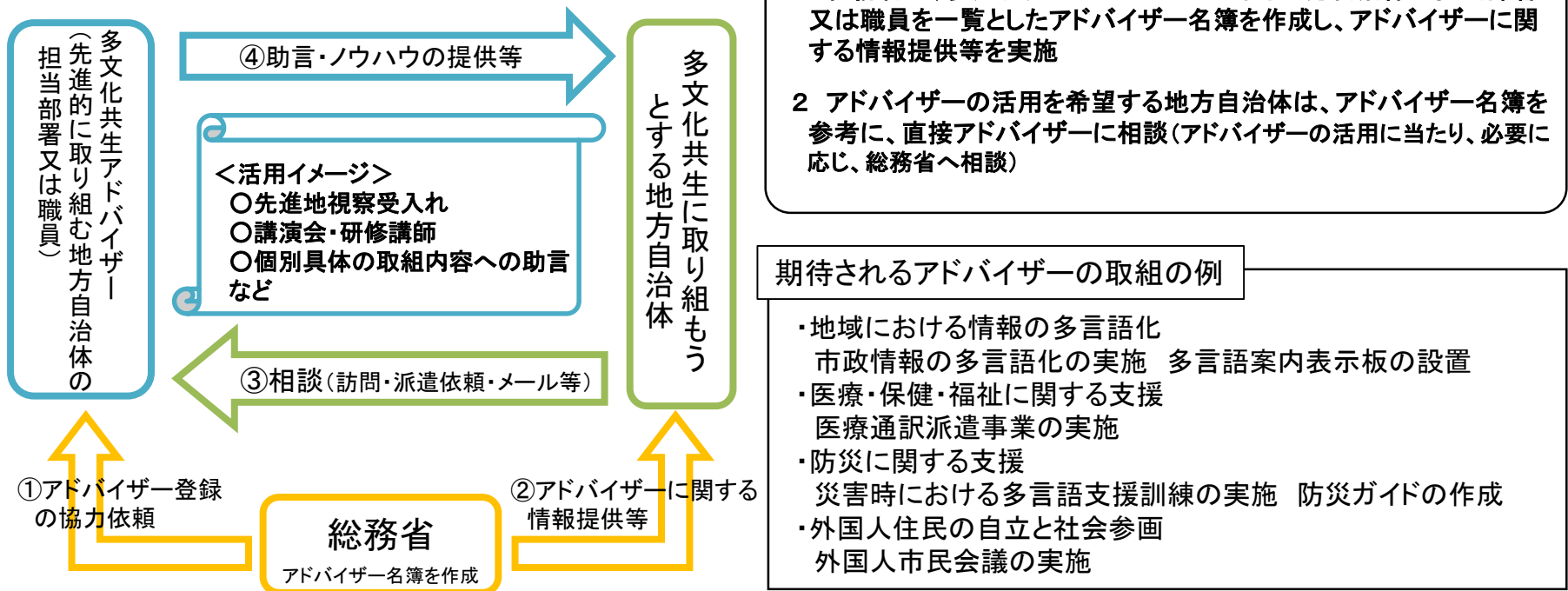
- ・平成31年に、「特定技能」の創設に伴う環境整備を行う必要性から外国人活躍推進課を設置。
- ・令和2年に、移住希望者や外国人から選ばれる地域づくりを総合的に推進するため、移住定住促進、外国人受入促進、多文化共生推進等を一元化してぐんま暮らし・外国人活躍推進課を創設。



# 多文化共生アドバイザー制度の概要について

- 多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する地方自治体の担当部署又は職員を、「多文化共生アドバイザー」として登録。
- 多文化共生に取り組もうとする地方自治体が、「多文化共生アドバイザー」を通して先進的な取組事例に基づく助言やノウハウの提供等を受けることが可能となる。

## 活用の流れ(イメージ)



## ※多文化共生アドバイザー制度の活用に要する経費について特別交付税措置(R元新規:市町村分)

- 市町村の多文化共生アドバイザーの活用に要する以下の経費が**特別交付税措置対象**
  - ①多文化共生アドバイザーの受入れに係る旅費・謝金、②講演会や研修の開催等に係る車両・会場借上費、印刷製本費、消耗品費、
  - ③多文化共生アドバイザーへの訪問に係る旅費、④その他、多文化共生アドバイザーの活用に要する経費



# 多文化共生アドバイザー（平成31年4月 登録）

## ○登録アドバイザー・・・37件 うち、部署登録34件、個人登録3件

No.	登録種別	都道府県	部署名	氏名
1	部署	北海道	帯広市市民活動部親善交流課	
2	部署	岩手県	岩手県地域政策部国際室	
3	部署	岩手県	北上市まちづくり部生涯学習文化課	
4	部署	宮城県	仙台市文化観光局交流企画課	
5	部署	山形県	山形県観光文化スポーツ部 インバウンド・国際交流推進課国際交流室	
6	部署	茨城県	常総市市長公室市民と共に考える課	
7	部署	群馬県	太田市企画部交流推進課	
8	部署	群馬県	邑楽郡大泉町企画部多文化協働課	
9	部署	埼玉県	埼玉県県民生活部国際課 多文化共生・NGO担当	
10	部署	埼玉県	川口市市民生活部協働推進課多文化共生係	
11	部署	千葉県	船橋市市長公室国際交流課	
12	個人	千葉県	船橋市市長公室国際交流課	課長 高橋 伸行
13	部署	東京都	東村山市市民部市民相談・交流課	
14	部署	神奈川県	神奈川県国際文化観光局国際課	
15	部署	神奈川県	相模原市総務局渉外部 シティセールス・親善交流課	
16	部署	神奈川県	横須賀市渉外部国際交流課	
17	部署	神奈川県	藤沢市企画政策部人権男女共同平和課	
18	部署	神奈川県	厚木市協働安全部市民協働推進課	
19	部署	神奈川県	大和市文化スポーツ部 国際・男女共同参画課	

No.	登録種別	都道府県	部署名	氏名
20	部署	新潟県	長岡市国際交流センター	
21	部署	岐阜県	岐阜県外国人活躍・共生社会推進課	
22	部署	岐阜県	岐阜市市民参画部国際課	
23	部署	岐阜県	大垣市まちづくり推進課 多文化共生推進グループ	
24	部署	岐阜県	美濃加茂市市民協働部地域振興課	
25	部署	岐阜県	可児市市民部人づくり課	
26	部署	静岡県	静岡市男女参画・多文化共生課	
27	部署	浜松市	浜松市企画調整部国際課	
28	部署	愛知県	愛知県県民文化局県民生活部 社会活動推進課多文化共生推進室	
29	部署	愛知県	豊橋市市民協創部多文化共生・国際課	
30	部署	愛知県	知多市市民生活部市民協働課	
31	部署	京都府	京都市総合企画局国際化推進室	
32	部署	兵庫県	西宮市市長室秘書課	
33	部署	和歌山県	和歌山県国際課	
34	個人	広島県	安芸高田市市民部人権多文化共生推進課	多文化推進員 明木 一悦
35	部署	徳島県	徳島県商工労働観光部 国際課国際交流・旅券担当	
36	個人	大分県	豊後高田市商工観光課	総括主幹兼商工労政係長 持山 弘太
37	部署	鹿児島県	鹿児島市危機管理局危機管理課	

## 多文化共生アドバイザー制度の課題と今後の対応策について

### 課題

- ・ 令和元年度において、地方自治体がアドバイザーに派遣依頼等を行なった実績は30団体42件と一定あるものの、多文化共生アドバイザーとして依頼等を行っていないと思われるケースもあり、多文化共生アドバイザー制度が十分に周知・活用されているとは言い難い。
- ・ 37アドバイザーのうち活動実績があるのは9アドバイザー（茨城県常総市、群馬県邑楽郡大泉町、埼玉県、千葉県船橋市高橋氏、岐阜県可児市、静岡県浜松市、愛知県豊橋市、広島県安芸高田市明木氏、大分県豊後高田市持山氏）と、特定のアドバイザーに視察及び派遣要請が集中している。

### 課題を踏まえた 今後の対応策の検討

- アドバイザー制度をより活用しやすくするため、少なくとも各都道府県に1アドバイザーを登録する等、アドバイザー数の充実を図ってはどうか。
- アドバイザー名簿について、アドバイザーが横展開できる取組事例をよりわかりやすく記載するとともに、地財措置も含めたアドバイザー制度の概要資料を作成し、地方自治体に対し改めて周知を図ってはどうか。

# 多文化共生アドバイザー制度の創設経緯 (1/2)

「多文化共生の推進に関する研究会報告書2018」(2019年(平成31年)3月)【抜粋】

## (3) 多文化共生に関するアンケート調査

### ④ 先進的な取組の共有について

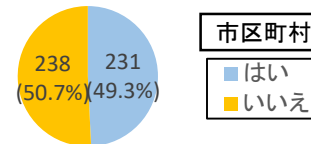
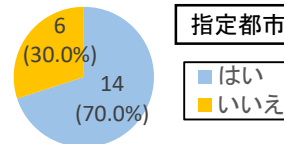
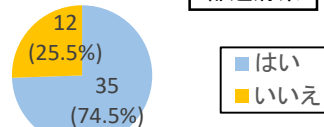
#### ・共有手法について

先進的な取組の共有手法として、「(ア)先進的な取組を行っている自治体の職員等から助言を受けられるアドバイザー制度」の活用(中略)に対する意向調査を行った。その結果は以下のとおりである。

#### 多文化共生に関して先進的な取り組みの共有の手法について

(ア) 先進的な取り組みを行っている自治体の職員等から助言を受けられるアドバイザー制度があれば、活用したいと思いますか。

都道府県 n=47  
指定都市 n=20  
市区町村 n=469



(イ) 略

「(ア)先進的な取組を行っている自治体の職員等から助言を受けられるアドバイザー制度」については、都道府県・指定都市で7割程度の団体で、市区町村では5割程度の団体で活用の意向が示され(中略)、地方自治体において先進的な取組の共有に関するニーズが高いことがわかる結果となっている。

(中略)

## 3 多文化共生に係る優良な取組の新たな共有手法

総務省では、これまで「地域における多文化共生推進プラン」や「多文化共生事例集」の普及などを通じて、地域における多文化共生施策の推進を図ってきたが、前述のアンケート調査の結果でも示されているとおり、先進的な取組の共有に対する地方自治体のニーズは高く、今後、先進的な地方自治体の取組事例を横展開し、全国的に市区町村レベルでの取組を一層加速させていくことが求められている。そこで、本研究会では、多文化共生に係る優良な取組の新たな共有手法として、多文化共生に先進的に取り組む地方自治体からの助言や情報共有を促進するアドバイザー制度の創設や、地方自治体が情報共有等を行うための会議の開催に係る仕組みや運用方法等について議論を行った。

## 多文化共生アドバイザー制度の創設経緯 (2/2)

「多文化共生の推進に関する研究会報告書2018」(2019年(平成31年)3月)【抜粋】

### (1) 多文化共生アドバイザー

多文化共生の取組を更に推進していくに当たり、これまで先進的に取り組んできた地域の取組を参考としていくことが大切であり、多文化共生に先進的に取り組む地方自治体からの助言やサポートを一層促進するため、以下のとおり「多文化共生アドバイザー」制度の検討を行った。

#### <多文化共生アドバイザーの対象>

多文化共生施策に先進的に取り組む地方自治体の担当部署又は職員を対象とする。

なお、募集方法としては、総務省から各都道府県に対して照会し、都道府県又は域内市区町村の担当部署又は職員の推薦結果を踏まえ、多文化共生アドバイザーとして登録することが想定される。

#### <データベースの作成>

多文化共生アドバイザーの活用を希望する地方自治体の参考となるよう、総務省は、アドバイザーとなる地方自治体の担当部署又は職員を一覧としたアドバイザー名簿を作成し、アドバイザーに関する情報提供を行う。

アドバイザー名簿に掲載する情報としては、部署名(又は氏名)、所属、所属団体の基礎情報のほか、主な対応分野を基本とする。主な対応分野については、前述のアンケート調査の結果を踏まえ、「多言語による情報提供」「教育」「防災」などを含むものとする。

#### <活用の流れ>

多文化共生アドバイザーの活用を希望する地方自治体は、総務省が作成するアドバイザー名簿を参考にして相談(相手団体への訪問、職員の派遣依頼、メールや電話での問い合わせ等)を行うこととする。なお、アドバイザーの活用にあたっては、必要に応じ、総務省に対して相談を行うことができる。また、アドバイザーの活用実績については、総務省で蓄積され、全国の地方自治体に共有されるとともに、アドバイザーの活用促進につなげていくことが期待される。

(以下略)

➡ 研究会での議論を踏まえ、  
平成31年4月に総務省において多文化共生アドバイザー制度を創設。

### **(3) 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況**

# 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況（令和2年4月現在）

## 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況

（団体数、％）

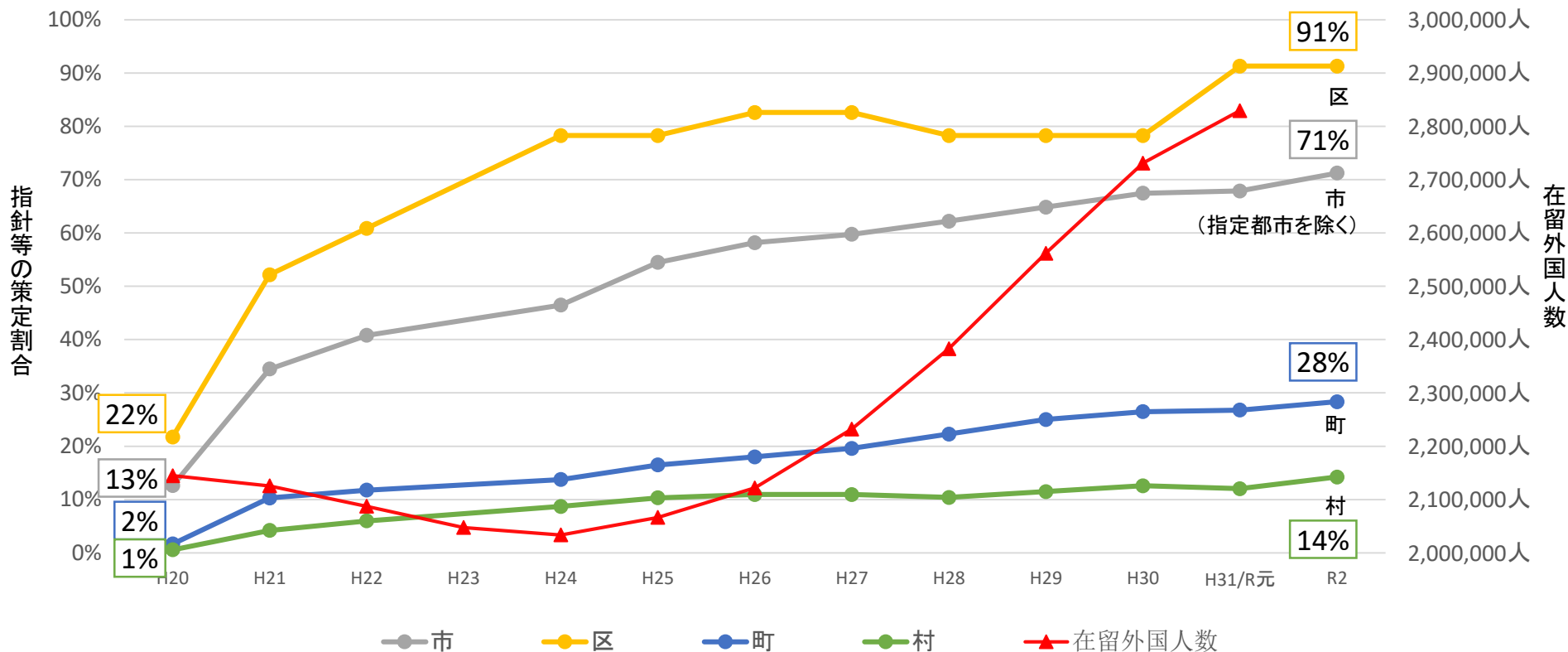
回答	都道府県	指定都市	市 (指定都市除く)	区	町	村	計
策定している	47 ( 100%)	20 ( 100%)	550 ( 71%)	21 ( 91%)	210 ( 28%)	26 ( 14%)	874 ( 49%)
1.多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	19 ( 40%)	9 ( 45%)	76 ( 10%)	8 ( 35%)	3 ( 0%)	0 ( 0%)	115 ( 6%)
2.国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	19 ( 40%)	9 ( 45%)	56 ( 7%)	3 ( 13%)	8 ( 1%)	0 ( 0%)	95 ( 5%)
3.総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	9 ( 19%)	2 ( 10%)	418 ( 54%)	10 ( 43%)	199 ( 27%)	26 ( 14%)	664 ( 37%)
策定していない	0 ( 0%)	0 ( 0%)	222 ( 29%)	2 ( 9%)	533 ( 72%)	157 ( 86%)	914 ( 51%)
4.策定していないが、今後策定の予定がある	0 ( 0%)	0 ( 0%)	29 ( 4%)	2 ( 9%)	24 ( 3%)	5 ( 3%)	60 ( 3%)
5.策定しておらず、今後策定の予定もない	0 ( 0%)	0 ( 0%)	193 ( 25%)	0 ( 0%)	509 ( 69%)	152 ( 83%)	854 ( 48%)
計	47 ( 100%)	20 ( 100%)	772 ( 100%)	23 ( 100%)	743 ( 100%)	183 ( 100%)	1788 ( 100%)

（注）令和2年4月総務省自治行政局国際室調査による。（令和2年4月1日現在）

（注）回答率100%

## 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況の推移

○ 平成20年以後、市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定が進んできているが、町村においては未策定の団体も少なくない。



注1 策定状況は各年4月1日現在

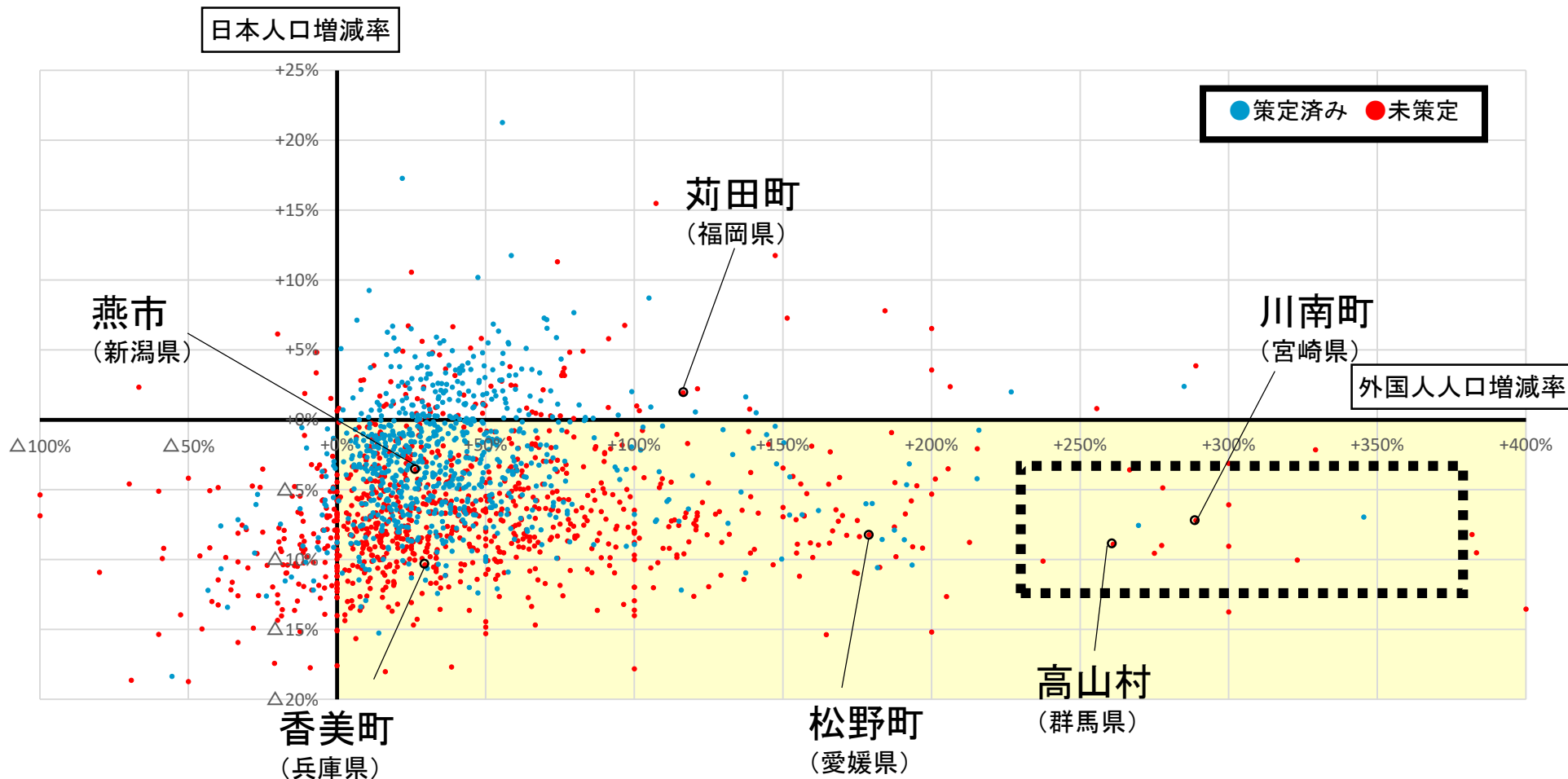
注2 H23は東日本大震災のため、調査未実施

注3 平成20年から平成23年までは、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数。

注4 H31/R元の在留外国人数は、令和元年6月末現在の数値

# 地方公共団体の日本人人口増減率・外国人人口増減率と指針等策定状況（H31・H26比較）

- 指針等が未策定の地方公共団体の多くは、日本人人口が減少する一方、外国人人口が増加している。こうした傾向は今後も続くことが見込まれ、指針等を策定する必要性は高まっていくものと考えられる。
- また、近年著しく外国人人口が増加していながら、指針等を策定していない地方公共団体もある。



(注) 多文化共生に係る指針等の策定については、平成31年4月1日現在の状況



## 指針等を策定していない地方公共団体の例

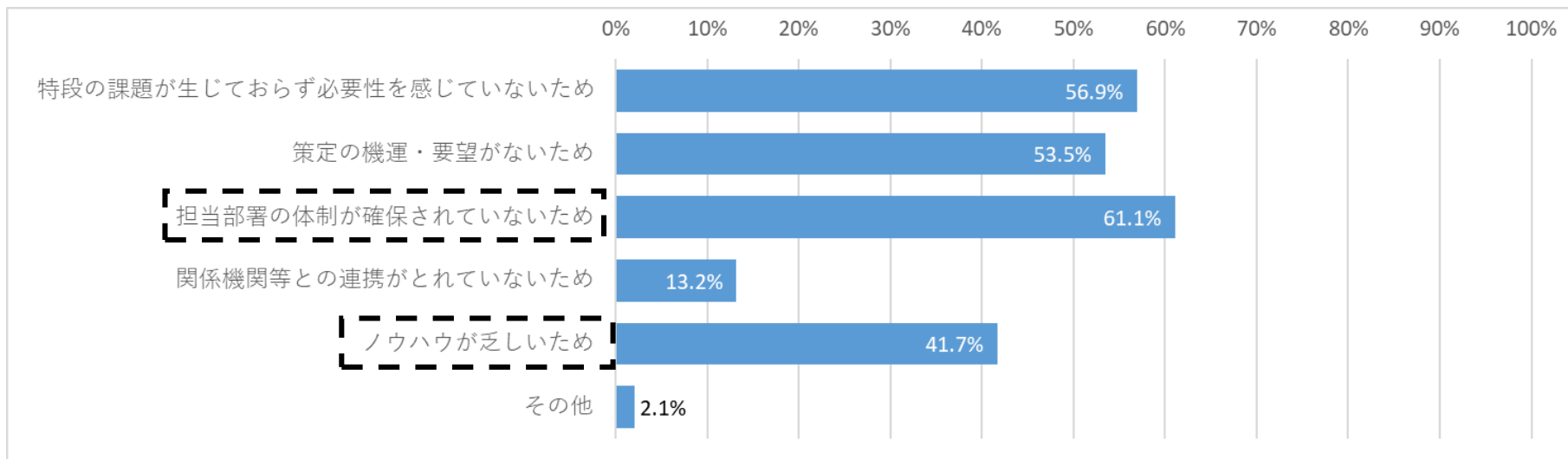
市区町村	H26.1.1 日本人人口 ①	H31.1.1 日本人人口 [①比]	H26.1.1 外国人人口 ②	H31.1.1 外国人人口 [②比]	国籍別外国人数 (H30.12末時点) (国籍別外国人数 (H25.12末時点))								
					中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ブラジル	ネパール	台湾	米国	その他
燕市 (新潟県)	82,269人	79,349人 [△4%]	371人	469人 [+26%]	149人 (204人)	29人 (25人)	135人 (2人)	59人 (56人)	20人 (24人)	4人	0人 (1人)	12人 (8人)	73人 (56人)
香美町 (兵庫県)	19,758人	17,709人 [△10%]	105人	136人 [+30%]	24人 (57人)	8人 (14人)	45人 (9人)	28人 (18人)	0人 (0人)	0人	0人 (0人)	5人 (5人)	30人 (3人)
松野町 (愛媛県)	4,303人	3,949人 [△8%]	19人	53人 [+179%]	13人 (14人)	0人 (0人)	11人 (0人)	3人 (4人)	0人 (0人)	0人	0人 (0人)	2人 (1人)	0人 (0人)
高山村 (群馬県)	3,913人	3,565人 [△9%]	18人	65人 [+261%]	13人 (3人)	2人 (2人)	21人 (2人)	1人 (1人)	0人 (0人)	2人	1人 (1人)	1人 (1人)	24人 (8人)
川南町 (宮崎県)	16,815人	15,605人 [△7%]	45人	175人 [+289%]	21人 (28人)	4人 (3人)	125人 (0人)	7人 (5人)	0人 (0人)	0人	0人 (0人)	1人 (0人)	21人 (9人)
苅田町 (福岡県)	35,509人	36,204人 [+2%]	669人	1,448人 [+116%]	217人 (222人)	231人 (367人)	676人 (34人)	72人 (33人)	2人 (4人)	5人	2人 (1人)	0人 (1人)	293人 (26人)

(出典) 日本人人口及び外国人人口: 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査  
国籍別人数: 在留外国人統計)

# 地方公共団体が策定している多文化共生に係る指針・計画等の調査結果報告

(計画・指針等の策定を予定していない理由)

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
回答総数	144	0	0	35	1	76	32	
1	特段の課題が生じておらず必要性を感じていないため	82	0	0	15	0	45	22
2	策定の機運・要望がないため	77	0	0	18	0	42	17
3	担当部署の体制が確保されていないため	88	0	0	22	1	47	18
4	関係機関等との連携がとれていないため	19	0	0	3	0	11	5
5	ノウハウが乏しいため	60	0	0	14	0	31	15
6	その他	3	0	0	2	0	1	0



※令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い572市区町村（計639団体）を対象に実施したアンケート調査の結果



- 総務省国際室多文化共生の推進に関する研究会  
「地域の担い手としての外国人」

明治学院大学  
教養教育センター  
長谷部美佳



- 地域の担い手としての外国人
  1. 前提として外国人人口
  2. 集住地域の存在
  3. 事例：高齢化する「団地」と地域の担い手



# 💡 前提としての外国人人口

# 前提としての外国人人口



	日本人+外国人	増減	外国人	総人口に占める割合
総人口	126,144,000	▲291,000人 (▲0.23%)	2,829,416	2.24%
15歳未満人口	15,174,000	▲213,000人 (▲1.38%)	251,437	1.65%
生産年齢人口	75,046,000	▲391,000人 (▲0.52%)	2,424,746	3.2%
20代人口	12,654,000		880,416	<b>6.95%</b>

→ 総外国人数のうち、生産年齢の外国人人口は、**85%**！

→ 20代人口の比率は、例えば新宿区では、45%（新成人4,109人で、うち外国人が1,868人）になる

# 前提としての外国人人口



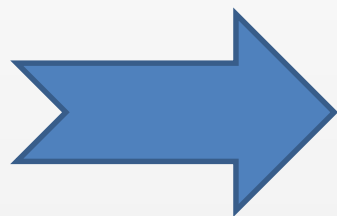
	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
投資・経営	7,342	7,916	8,895	9,840	10,908	11,778	12,609	13,439	15,184	297	731
技 術	35,135	44,684	52,273	50,493	46,592	42,634	42,273	43,038	45,892	142	148
人文知識・ 国際業務	57,323	61,763	67,291	69,395	68,467	67,854	69,721	72,319	76,902	137,706	161,124
企業内転勤	14,014	16,111	17,798	16,786	16,140	14,636	14,867	15,218	15,378	15,465	15,772
興 行	21,062	15,728	13,031	10,966	9,247	6,265	1,646	1,662	1,967	1,869	2,187
技 能	17,869	21,261	25,863	29,030	30,142	31,751	33,863	33,425	39,756	39,756	39,756
技能実習					100,008	141,994	151,477	155,206	167,626	192,655	228,588
留 学	131,789	132,460	138,514	145,909	201,511	188,605	180,919	193,073	214,525	246,679	277,331
就 学	36,721	38,130	41,313	46,759	9,343	3,388	1,804	1,501	1,427	1,521	1,379
研 修	70,519	88,086	86,826	65,209	118,865	119,359	120,693	122,155	125,992	133,589	149,303
家族滞在	91,344	98,167	107,641	115,081	72,374	22,751	20,159	22,673	28,001	37,175	47,039
永住者	394,477	439,757	492,056	533,472	565,089	598,440	624,501	655,315	677,019	700,600	727,111
日本人の 配偶者等	260,955	256,980	245,497	221,923	196,248	181,617	162,332	151,156	145,312	140,349	139,327
永住者の 配偶者等	12,897	15,365	17,839	19,570	20,251	21,647	22,946	24,649	27,066	28,939	30,972
定住者	268,836	268,604	258,498	221,771	194,602	177,983	165,001	160,391	159,596	161,532	168,838
特別永住者	443,044	430,229	420,305	409,565	399,106	389,085	381,364	373,221	358,409	348,626	338,950



# 前提としての外国人人口



- 💡 若い人が圧倒的に多い。
- 💡 永住者が総外国人人口の3分の1以上。
- 💡 留学生が1割以上
- 💡 それ以外の「身分による在留資格」も1割以上



- ① 長期的な在留展望を持ち
- ② 若い
- ③ 税金も払ってくれる／資産形成してくれる
- ④ 有望な社会の担い手と考えた方が良い

# 前提としての外国人人口



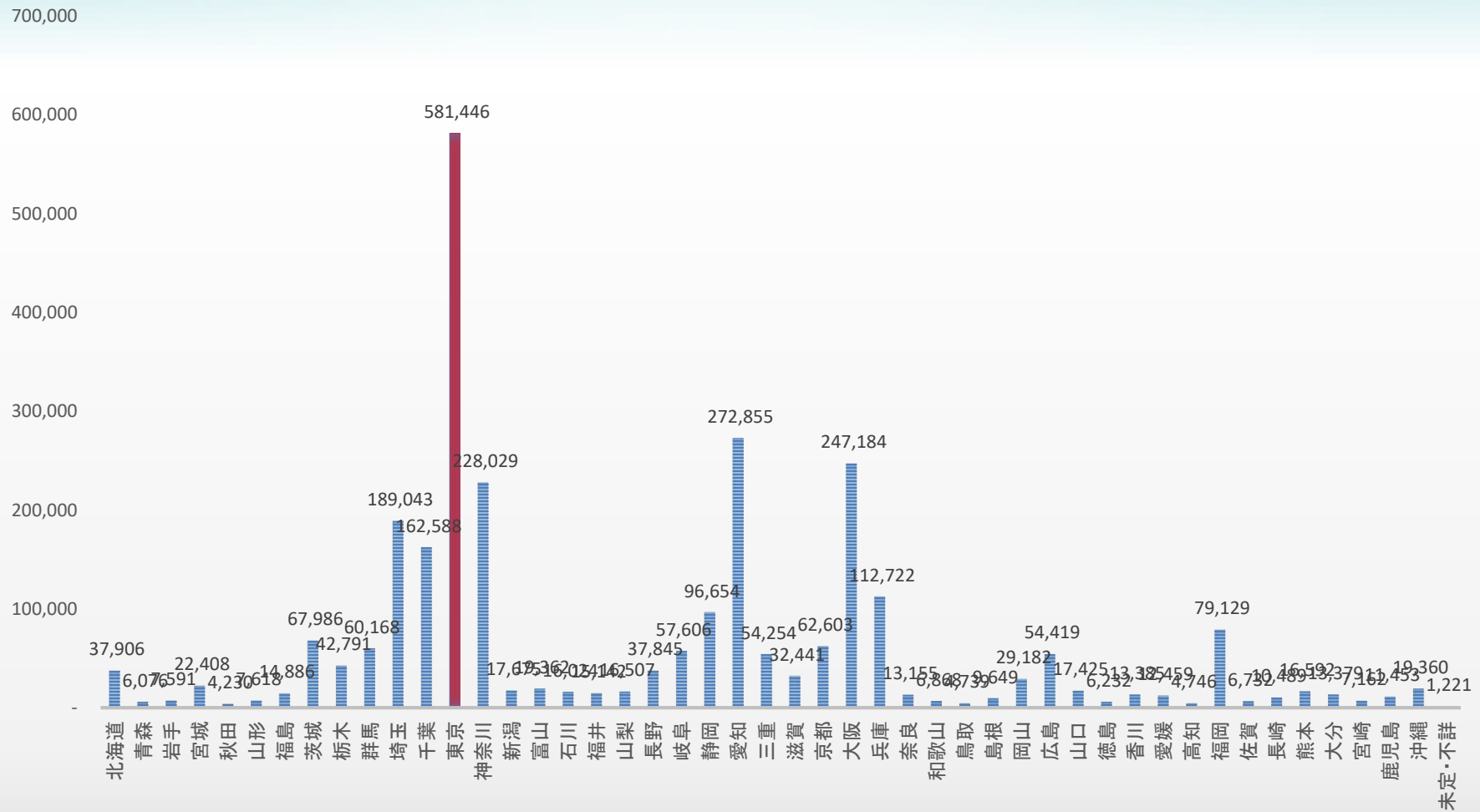
- 💡 ちなみに...。
- 💡 新宿区が多文化共生まちづくり会議に参加する委員の半数は外国人。全員日本語でのディスカッションをする。
- 💡 特にビジネスや「儲け」を求めて集まるわけでもない会議に参加する人が、何人も存在している。
- 💡 自分たちの同胞だけでなく、日本社会への貢献を目指す人たちも！
- 💡 という認識を日本社会の側が
- 💡 もっと持つべき。





# 💡 集住地域の存在

# 集住地域の存在

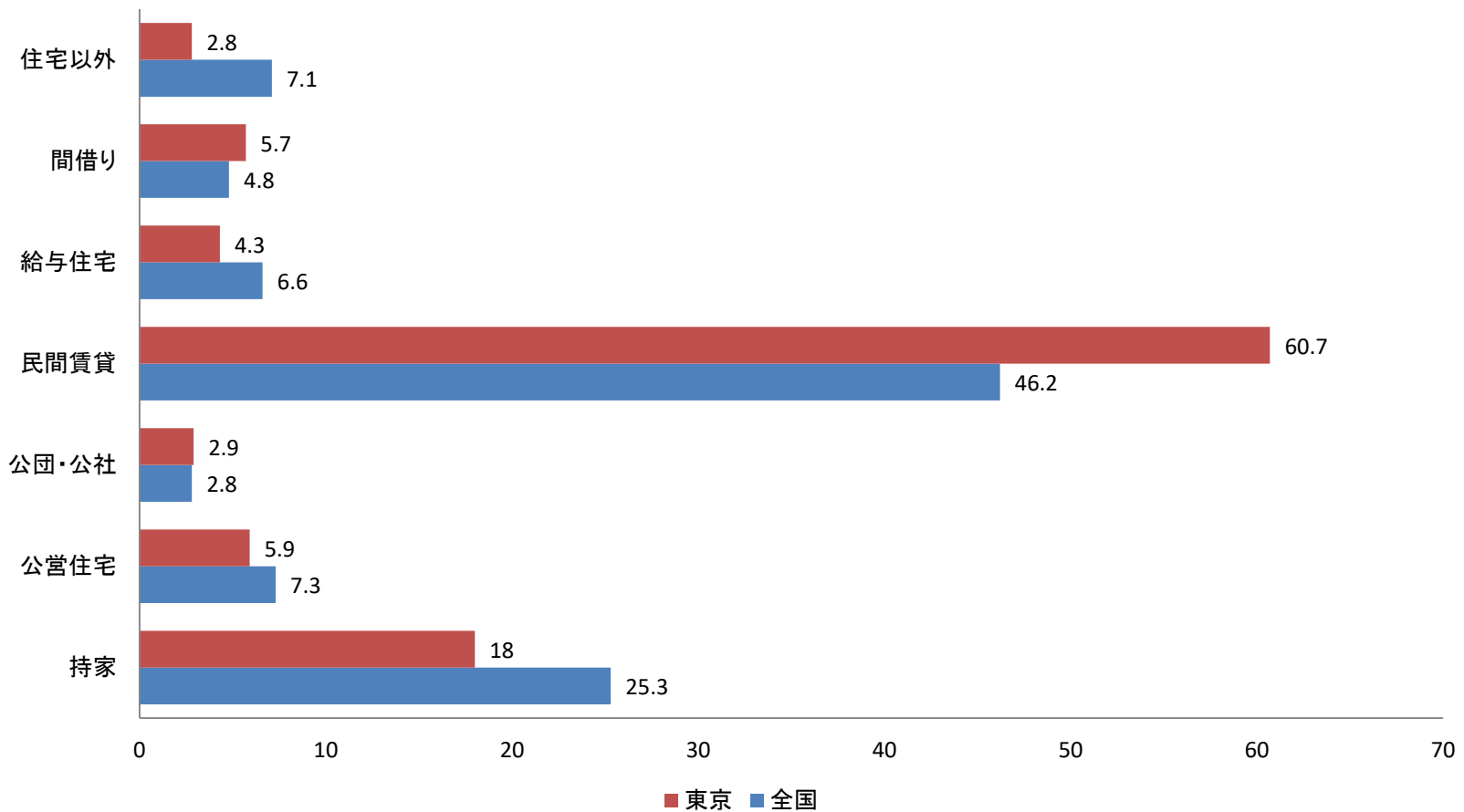


# 集住地域の存在



- ◆外国人が多数住んでいるのは、基本的には大都市圏中心
- ◆ただし、北海道や東北の一部にも

# 集住地域の存在



稲葉(2004)より引用。2000年国勢調査のデータに基づく



# 集住地域の存在



- 💡 深刻なのは、外国人集住地域は、高齢化と重なっているところ。
- 💡 その典型が、「公営住宅や公団住宅」
- 💡 高齢化率60%＋外国人世帯比率25%越えというような公営住宅では、外国人を外していたら運営が回らないところも。
- 💡 また高齢者の多い地域では、若者は外国人しかいないというところも。地域社会の運営には外国人は不可欠。
- 💡 → **日本社会を支える側にいる人も！**





💡 事例：高齢化する「団地」と地域の担  
い手「外国人」は地域社会の人材という視点の必  
要性

# 高齢化する「団地」と地域の担い手



- 事例としてのいちよう団地
- 横浜市泉区と大和市にまたがる巨大県営住宅（全84棟、およそ3,300世帯）
- 世帯数で約20%強、人口比で約30%前後が外国籍という集住地区。
- 高齢化率も6割を超える



# 高齢化する「団地」と地域の担い手



- ① 1980年、公営住宅の国籍条項はずれる。→以降、インドシナ難民、中国残留孤児の帰国者の入居が始まる
- ② 大和市に、インドシナ難民の定住センターがあり、ここで研修を受けた人が入居する。
- ③ 1996年、公営住宅法改正 → 福祉目的となり、所得制限の厳格化 → 勤労世代の退出



# 高齢化する「団地」と地域の担い手



- 若い勤労世帯は退去。
- 日本人＝高齢者、障害者＝単身／二人世帯。新しい世帯は増えない
- 外国人＝若い＝子どもが多い世帯＝世帯が増える。人口比は外国人の割合がもっと高い



# 高齢化する「団地」と地域の担い手



- ただし、この数年、若年層は、「高齢化」「老朽化&狭い」団地を忌避し、一戸建てを買う人も多数
- 100戸単位の空き家がある。
- 残っていく人は、日本人でも外国人でも「高齢者」か社会の弱者

# 高齢化する「団地」と地域の担い手



- 自治会運営は大変
- 自治会役員には外国人が必ずいる。
- こうした会議での通訳も地域の若者。
- 年1回の団地祭りの運営も難しくなる
- 学童のテントでは、多くの外国人の保護者が運営をする



# 高齢化する「団地」と地域の担い手

- 東日本大震災の際も、エレベータが止まったこと、一時避難所の開設などの情報は、地域に住む外国人の若者が同胞への発信





# 高齢化する「団地」と地域の担い手



- 支えてくれる人を育てるには、彼らが社会で認められているという認識を持てることが重要。
- 地域社会の中で、外国籍住民が、日本社会を支えている感を得られる場づくり
- 定着を決める要因としてのホスト社会とのつながり
- いざというときに支えてくれる人の存在
- 緊急時に一時帰国などを抑える
- これは地域社会が提供していくもの

# 高齢化する「団地」と地域の担い手



- **5ストーリーズ（地域で就職していく外国人）**
- **Iさん:** 難民として来日、結婚後夜間中学、夜間高校を卒業、集住地区の保育園で勤務。カンボジアの子どもたちに民族舞踊を教える。日本国籍を取得。
- **Yさん:** 日本人の配偶者として来日。4人の子育てをしながら、地域の介護施設に就職。マネージャーに。
- **Hoさん:** 幼少時に難民として来日。日本の工業高校を卒業後、地域の部品メーカーに就職。現在は、工場長(60代)に次ぐ若手社員として、旋盤調整の技術営業の仕事をする。
- **Nさん:** 親の再婚で来日。普通高校を卒業後、地元の手自動車メーカーへ就職。技能五輪などに出場、現在は後進の指導にあたる。一軒家を購入、日本国籍を取得。
- **Haさん:** 難民の家族として来日。保育系の短大を卒業後保育士に。集住地区の保育園に勤務
- (全員、以前にいちよう団地に住んだ経験あり)

〈外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)〔施策番号51〕〉

【外国人支援者のネットワーク】

地域において外国人の支援に携わる人材・団体（外国人支援者）同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者同士のネットワークを構築する。

## 外国人支援者同士のネットワーク(会議体)

ネットワークを新規に立ち上げる場合

### 連携・情報共有の場

オブザーバー  
(国・地方自治体等)

構成員による合議

運営ルール  
・構成員の要件  
・入会・退会の方法  
・経費負担  
・会合の開催頻度 等

構成員として参加

地方出入国在留管理局  
(受入環境調整担当官)

連携

地方自治体等

協力

ネットワーク参加の呼びかけ(要すれば)など

有志の支援団体等

構成員となる団体例  
公益社団/財団法人, 一般社団/  
財団法人, NPO法人等

## ネットワークの構築による成果

- 多様な支援団体間における情報共有・情報交換
- それぞれの支援団体に蓄積されている相談事例やノウハウの提供や活用（個別相談への対応方法や事業運営等に関する相互アドバイス）
- 支援団体間の協力体制の構築による効率的な支援（日本語教室の適時開催・交流イベントの開催等）

# 新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

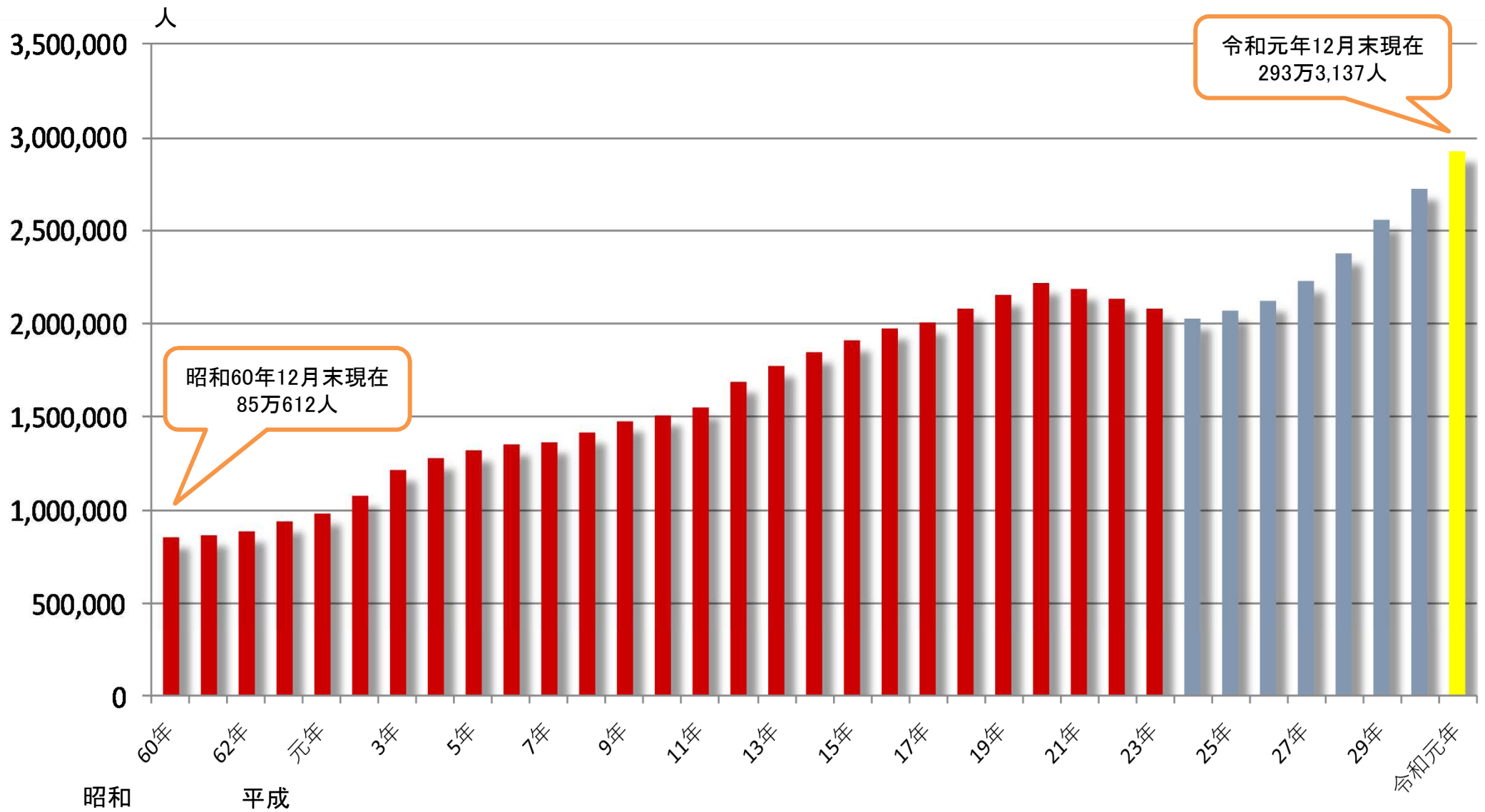
最新資料はこちら(法務省HP)を御覧ください。

新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html)

## 【資料(目次)】

1	在留外国人の推移	1
2	在留資格一覧表	2
3	在留外国人の在留資格・国籍別内訳(令和元年6月末)	3
4	外国人労働者数の内訳	4
5	外国人労働者の受入れ	5
6	制度概要 ①在留資格について	6
7	分野別方針について(14分野)	7
8	技能実習と特定技能の制度比較(概要)	10
9	制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について	11
10	制度概要 ③就労開始までの流れ	12
11	支援計画の概要①	13
12	支援計画の概要②	14
13	登録支援機関とは	15
14	届出について(受入れ機関・登録支援機関)	16
15	特定技能における分野別の協議会について	17
16	「特定技能」に関する二国間取決め(MOC)の概要	18
18	特定技能制度全体の運用状況	19
19	基本方針・分野別運用方針・主務省令等について	22
20	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	31
21	参考資料	37

# 在留外国人数の推移



※ 各年末現在。平成23年までは外国人登録者数。平成24年以降は、在留外国人数。

# 在留資格一覽表



## 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から

（注2）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

## 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

## 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

## 就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

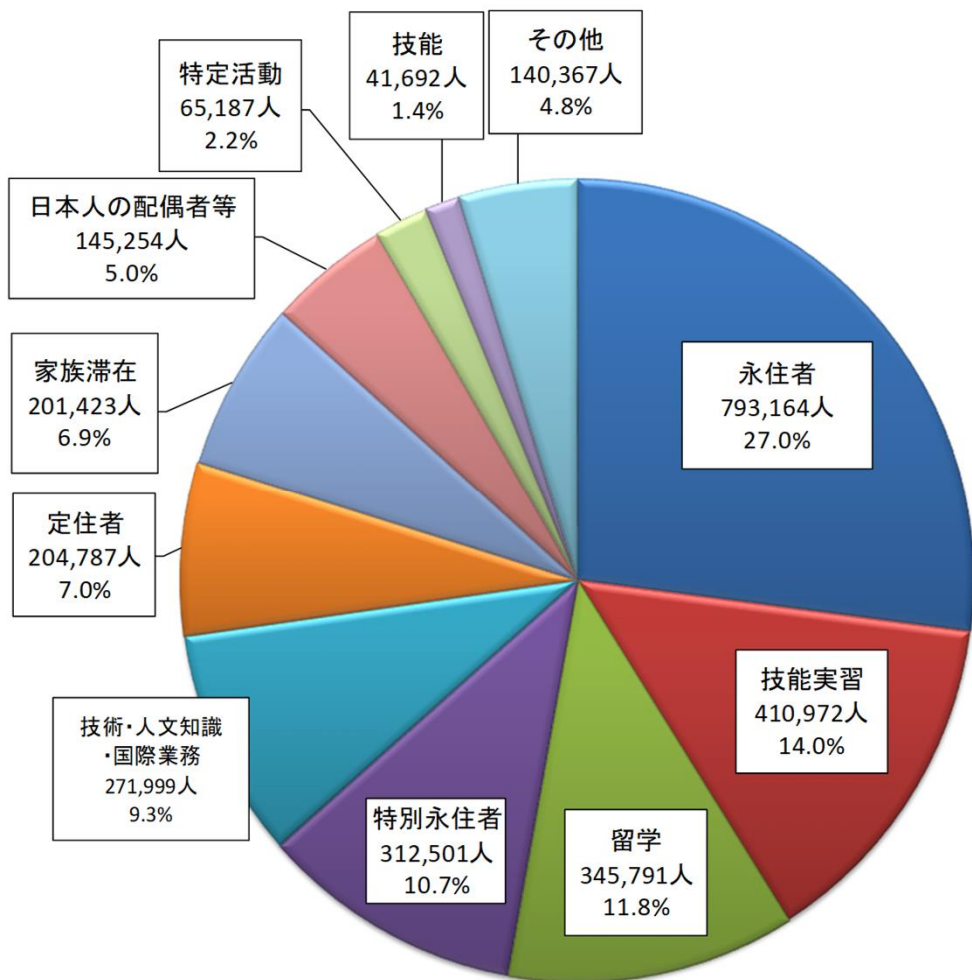
※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。



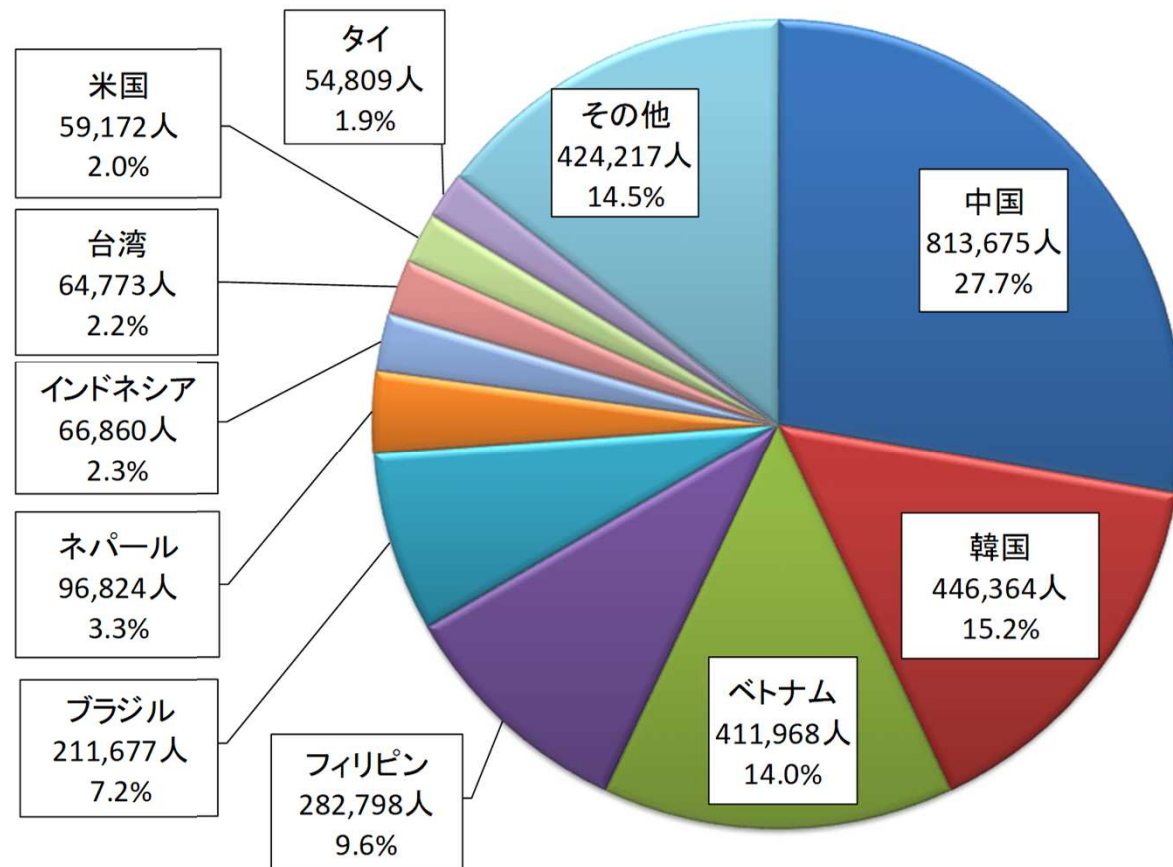


在留外国人数 (総数) 293万3,137人

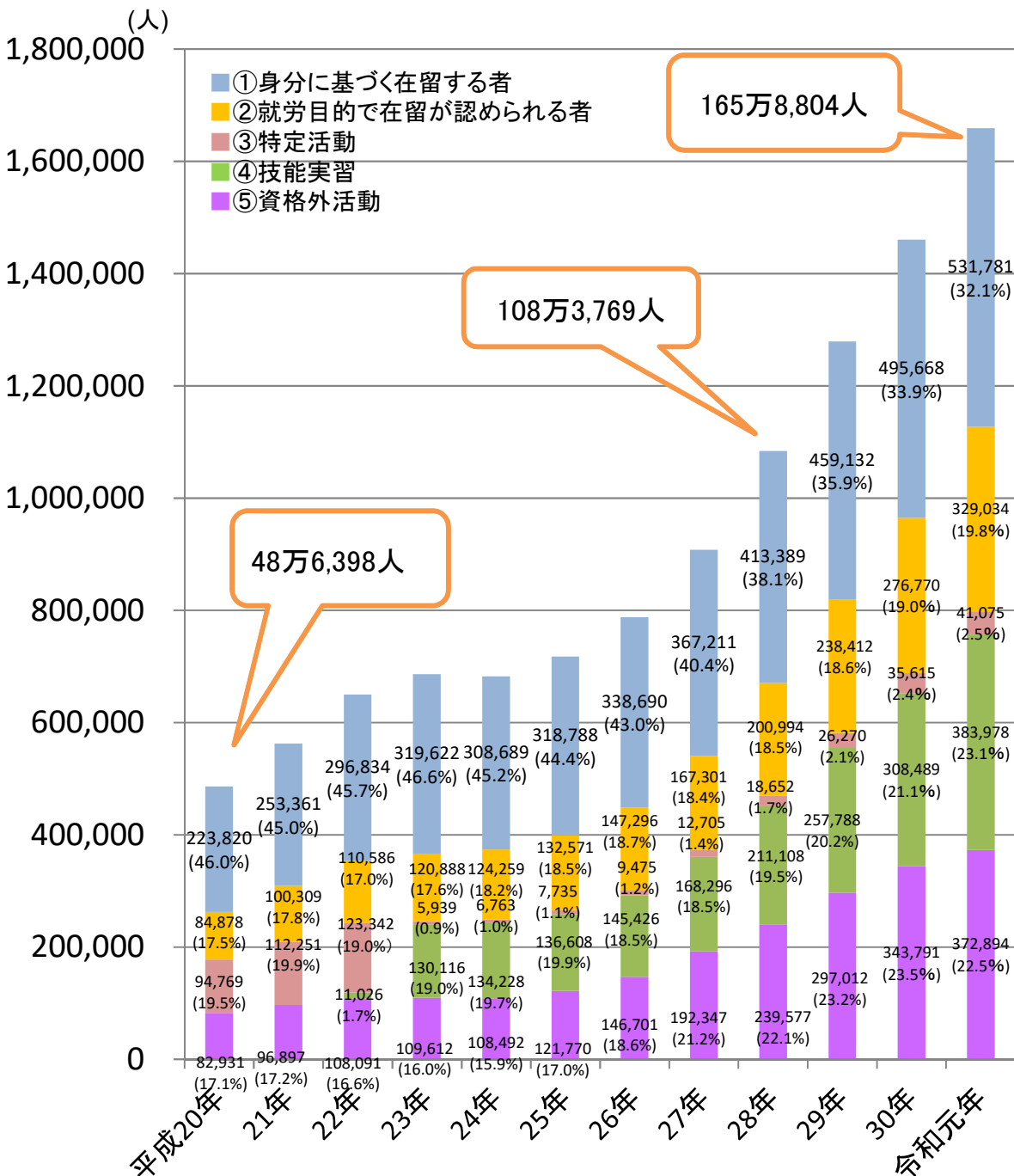
在留資格別



国籍・地域別



# 外国人労働者数の内訳



厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況まとめに基づく集計(各年10月末現在の統計)

**①身分に基づき在留する者** **約53.2万人**  
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)  
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

**②就労目的で在留が認められる者** **約32.9万人**  
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)  
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

**③特定活動** **約4.1万人**  
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)  
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

**④技能実習** **約38.4万人**  
 ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。  
 ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

**⑤資格外活動(留学生のアルバイト等)** **約37.3万人**  
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

## 現在の基本的な考え方

### 専門的・技術的 分野の外国人



#### 積極的に受入れ

- 我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- 我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（法務省））

### 上記以外の 分野の外国人



#### 様々な検討を要する

- 我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- いずれにしても、今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、国民の声を積極的に聴取することとあわせ、人手不足への対処を目的として創設された在留資格「特定技能」の運用状況等も踏まえつつ、政府全体で幅広い検討を行っていく必要がある。（出入国在留管理基本計画（法務省））

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

**特定産業分野**：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，  
**(14分野)** 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

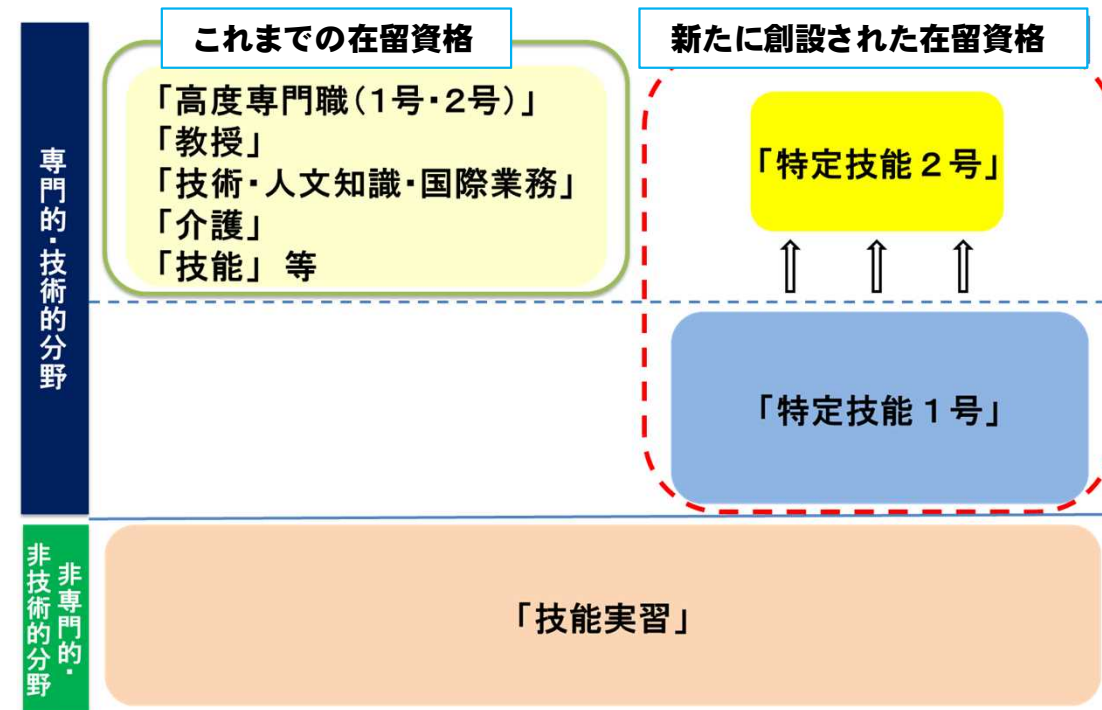
## 特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

## 特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

## 【就労が認められる在留資格の技能水準】





## 分野別運用方針について(14分野)

	分野	人手不足状況	人材基準		その他重要事項		
		受入れ見込数 (5年間の最大値)(注)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態	受入れ機関に対して特に課す条件
厚 労 省	介護	60,000人	介護技能 評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上(上記に加えて)介護日本語評価試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴, 食事, 排せつの介助等)のほか, これに付随する支援業務(レクリエーションの実施, 機能訓練の補助等)</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・厚労省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・事業所単位での受入れ人数枠の設定</li> </ul>
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物内部の清掃</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・厚労省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること</li> </ul>
経 産 省	素形材産業	21,500人	製造分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋳造</li> <li>・鍛造</li> <li>・ダイカスト</li> <li>・機械加工</li> <li>・金属プレス加工</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場板金</li> <li>・めっき</li> <li>・アルミニウム陽極酸化処理</li> <li>・仕上げ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械検査</li> <li>・機械保全</li> <li>・塗装</li> <li>・溶接</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔13試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経産省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・経産省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> </ul>
	産業機械製造業	5,250人	製造分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋳造</li> <li>・鍛造</li> <li>・ダイカスト</li> <li>・機械加工</li> <li>・塗装</li> <li>・鉄工</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場板金</li> <li>・めっき</li> <li>・仕上げ</li> <li>・機械検査</li> <li>・機械保全</li> <li>・工業包装</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子機器組立て</li> <li>・電気機器組立て</li> <li>・プリント配線板製造</li> <li>・プラスチック成形</li> <li>・金属プレス加工</li> <li>・溶接</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔18試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経産省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・経産省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> </ul>
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械加工</li> <li>・金属プレス加工</li> <li>・工場板金</li> <li>・めっき</li> <li>・仕上げ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械保全</li> <li>・電子機器組立て</li> <li>・電気機器組立て</li> <li>・プリント配線板製造</li> <li>・プラスチック成形</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・塗装</li> <li>・溶接</li> <li>・工業包装</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔13試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経産省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・経産省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> </ul>

## 分野別運用方針について(14分野)

国 交 省	建設	40,000人	建設分野 特定技能 1号評価試験 等	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠施工</li> <li>・左官</li> <li>・コンクリート圧送</li> <li>・トンネル推進工</li> <li>・建設機械施工</li> <li>・土工</li> <li>・屋根ふき</li> <li>・電気通信</li> <li>・鉄筋施工</li> <li>・鉄筋継手</li> <li>・内装仕上げ ／表装</li> <li>・とび</li> <li>・建築大工</li> <li>・配管</li> <li>・建築板金</li> <li>・保温保冷</li> <li>・吹付ウレタン断熱</li> <li>・海洋土木工</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔18試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・建設業法の許可を受けていること</li> <li>・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い, 技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること</li> <li>・雇用契約に係る重要事項について, 母国語で書面を交付して説明すること</li> <li>・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定</li> <li>・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について, 国交省の認定を受けること</li> <li>・国交省等により, 認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること</li> <li>・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等</li> </ul>
	造船・ 船用工業	13,000人	造船・船用工業分野 特定技能 1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接</li> <li>・塗装</li> <li>・鉄工</li> <li>・仕上げ</li> <li>・機械加工</li> <li>・電気機器組立て</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔6試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> </ul>
	自動車 整備	7,000人	自動車整備 分野特定技能 評価試験 等	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の日常点検整備, 定期点検整備, 分解整備</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること</li> </ul>
	航空	2,200人	特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング, 航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務, 手荷物・貨物取扱業務等)</li> <li>・航空機整備(機体, 装備品等の整備業務等)</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔2試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること</li> </ul>
	宿泊	22,000人	宿泊業 技能測定 試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロント, 企画・広報, 接客, レストランサービス等の宿泊サービスの提供</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること</li> <li>・風俗営業関連の施設に該当しないこと</li> <li>・風俗営業関連の接待を行わないこと</li> </ul>

## 分野別運用方針について(14分野)

農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	・耕種農業全般(栽培管理, 農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理, 畜産物の集出荷・選別等)  〔2試験区分〕	直接派遣	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験(漁業又は養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	・漁業(漁具の製作・補修, 水産動植物の探索, 漁具・漁労機械の操作, 水産動植物の採捕, 漁獲物の処理・保蔵, 安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理, 養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理, 安全衛生の確保等)  〔2試験区分〕	直接派遣	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
	飲食料品製造業	34,000人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工, 安全衛生)  〔1試験区分〕	直接	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上	・外食業全般(飲食物調理, 接客, 店舗管理)  〔1試験区分〕	直接	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと

(注) 14分野の受入れ見込数(5年間の最大値)の合計: 345,150人



# 技能実習と特定技能の制度比較（概要）



	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

## 受入れ機関について

### 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

### 2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施  
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。  
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

## 登録支援機関について

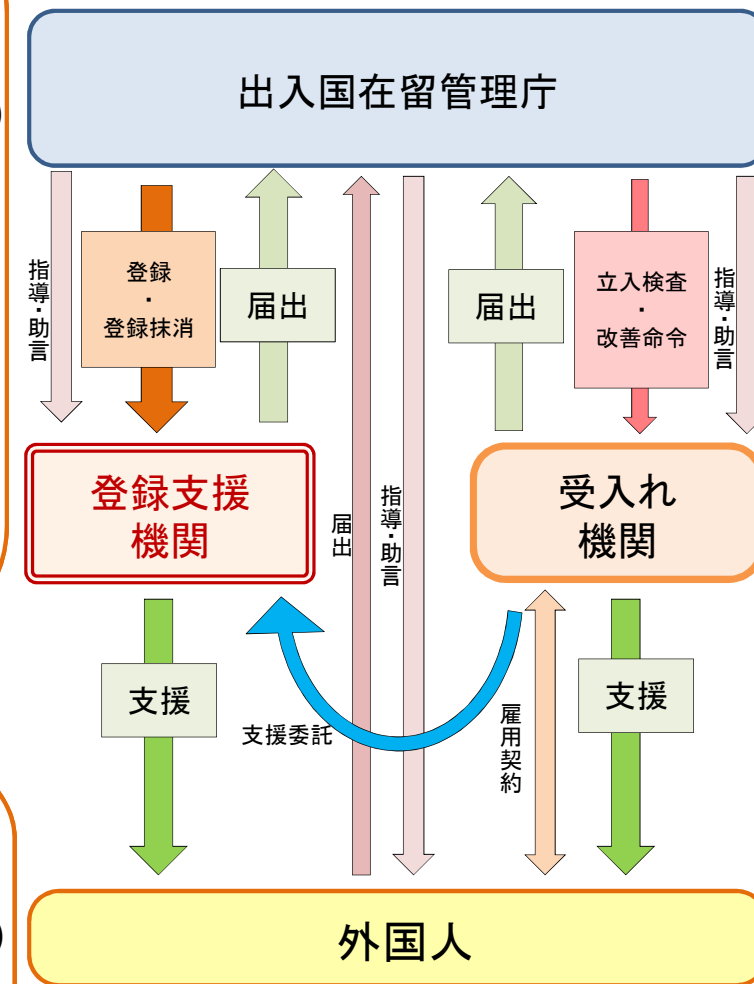
### 1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

### 2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。





## ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようになるための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能2号については、支援義務がない。

## ■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

## ■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目(14ページ参照)の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関(登録支援機関に委託する場合のみ)

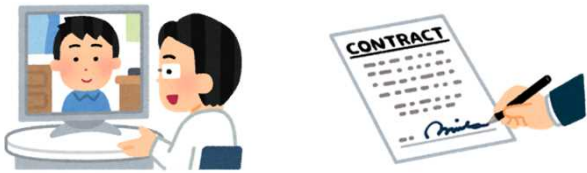
## ■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる(支援委託契約を締結)。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関(15ページ参照)に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。(支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能)



## ①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



## ②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎  
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



## ③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等  
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



## ④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



## ⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保険・税などの手続の同行、書類作成の補助



## ⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



## ⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



## ⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



## ⑨転職支援(人員整理等の場合)

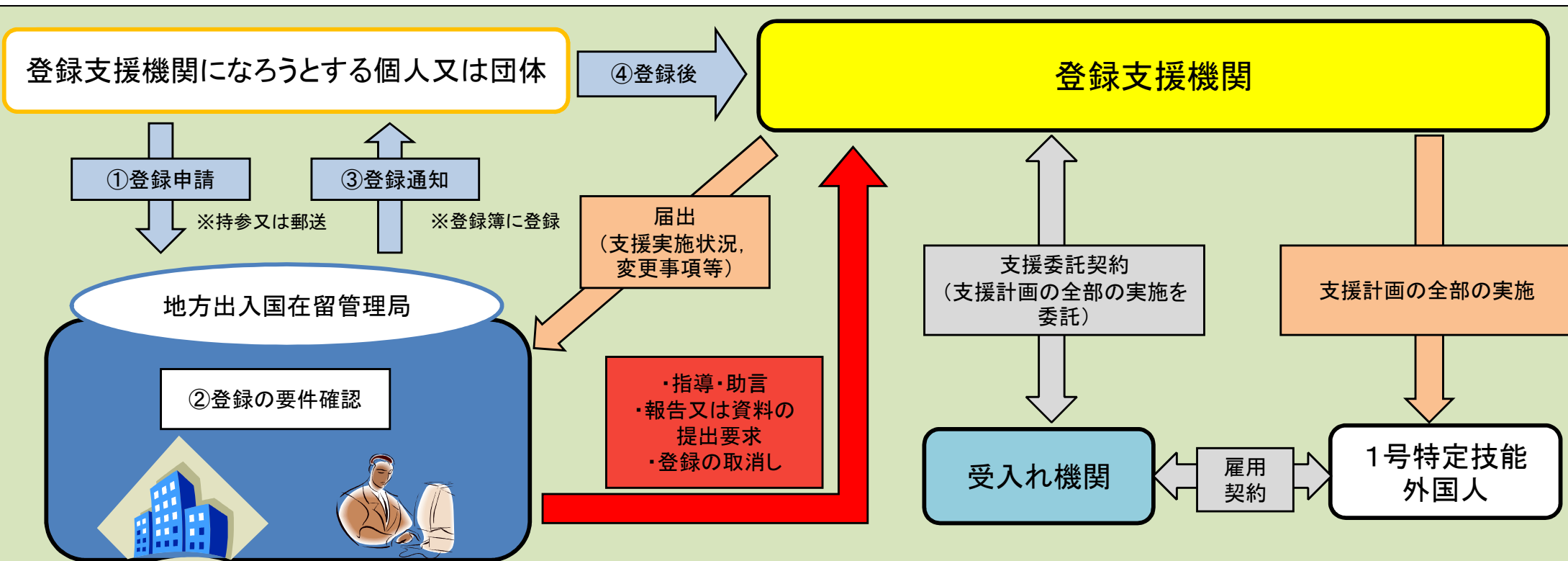
・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



## ⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報





## 登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- 登録には申請手数料が必要である。(新規登録2万8,400円, 登録更新1万1,100円)
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。



## ポイント

- 受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければならない。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

### ■ 受入れ機関の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

#### 【随時の届出】

- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

#### 【定期の届出】

- ・特定技能外国人の受入れ状況に関する届出（例：特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等）
- ・支援計画の実施状況に関する届出（例：相談内容及び対応結果等）※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- ・特定技能外国人の活動状況に関する届出（例：報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等）

### ■ 登録支援機関の届出 ※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

#### 【随時の届出】

- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

#### 【定期の届出】

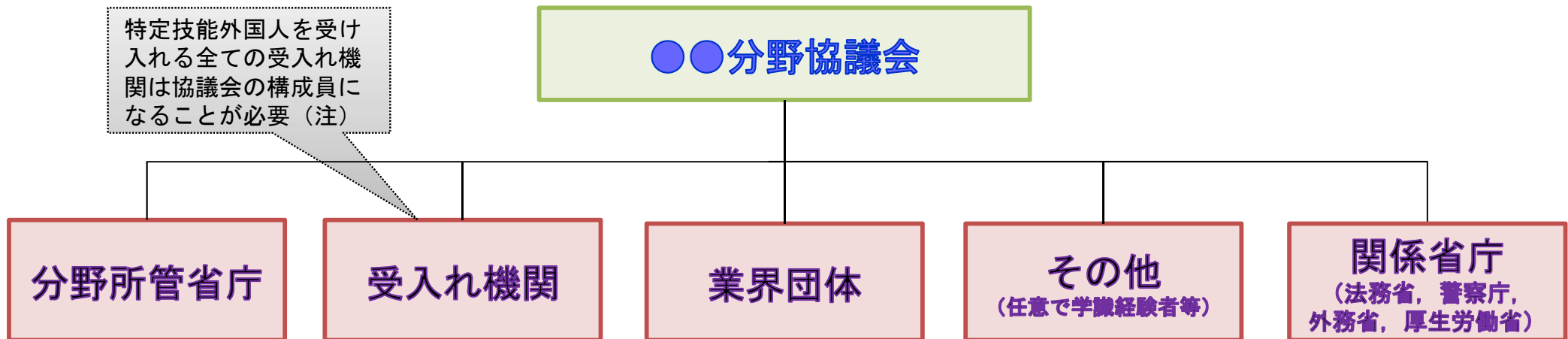
- ・支援業務の実施状況等に関する届出（例：特定技能外国人の氏名等、受入れ機関の名称等、特定技能外国人からの相談内容及び対応状況等）

【定期届出】※受入れ機関、登録支援機関ともに  
○四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に届出  
①第1四半期：1月1日から3月31日まで  
②第2四半期：4月1日から6月30日まで  
③第3四半期：7月1日から9月30日まで  
④第4四半期：10月1日から12月31日まで

## ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

## イメージ



## 活動内容

- 特定技能外国人の受入りに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

(注) 建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

# 「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要

## 政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

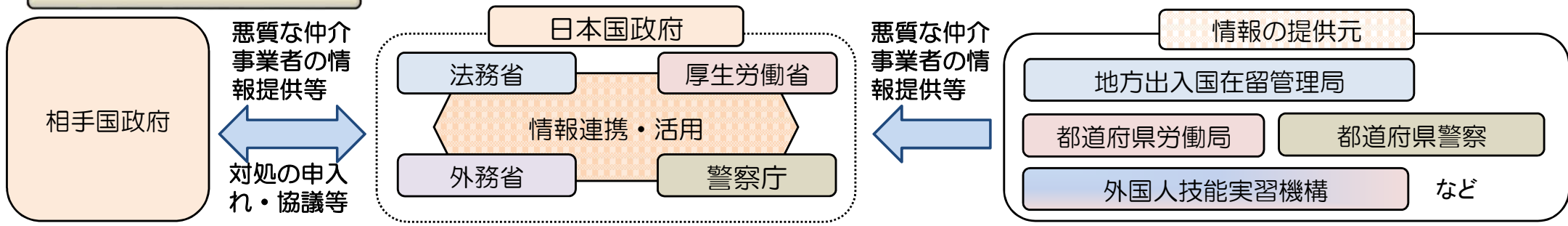
## 総合的対応策（平成30年12月25日閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除  
外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する9か国（以下「優先9か国」という。）との間で、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すとともに、必要に応じ、上記国以外の国であって送出しが想定されるものとの間で、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を進める。

## 二国間取決めポイント

- 情報共有  
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
  - 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議  
定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

## 二国間取決めのイメージ



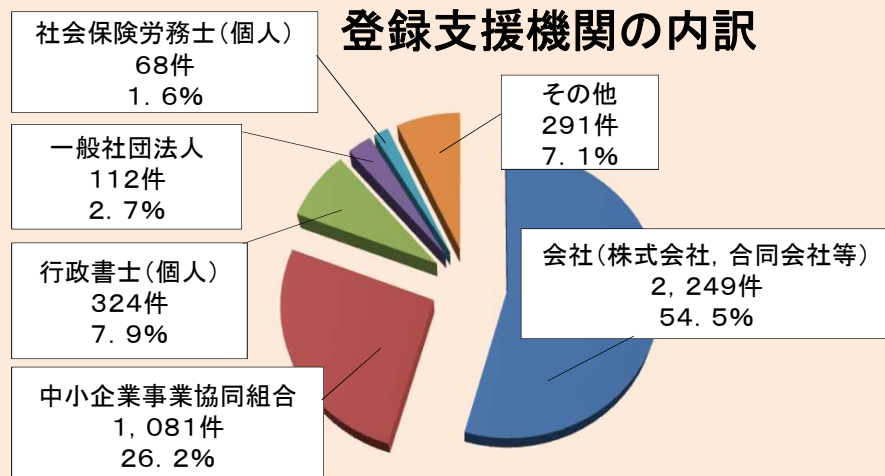
## 署名状況（12か国）

（令和2年2月4日現在、太字は総合的対応策でMOCを作成する旨が示された国）

フィリピン（H31.3.19）、**カンボジア**（H31.3.25）、**ネパール**（H31.3.25）、**ミャンマー**（H31.3.28）、**モンゴル**（H31.4.17）  
スリランカ（R1.6.19）、**インドネシア**（R1.6.25）、**ベトナム**（R1.7.1文書交換）、**バングラデシュ**（R1.8.27）  
ウズベキスタン（R1.12.17）、**パキスタン**（R1.12.23）、**タイ**（R2.2.4）

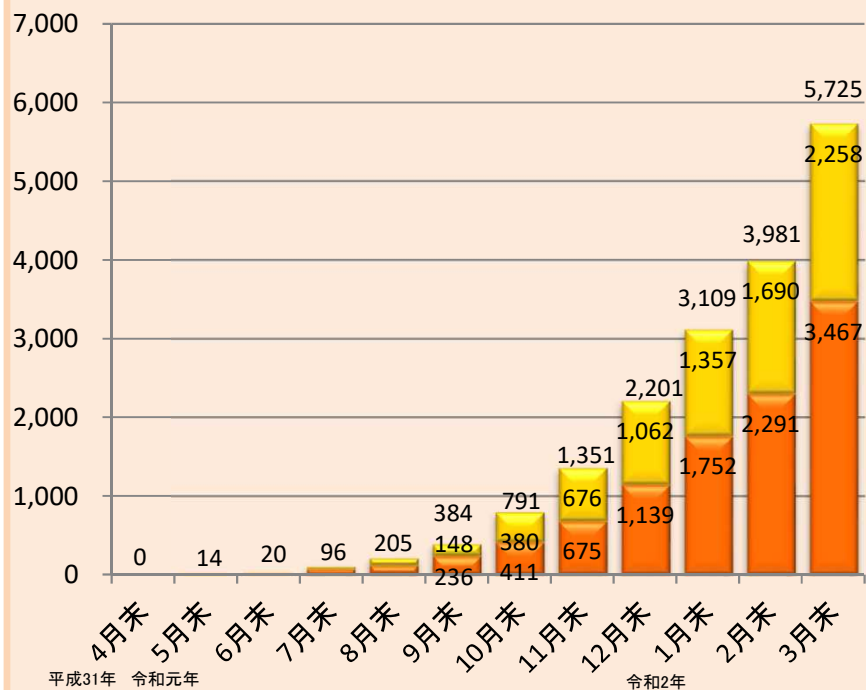
## 特定技能外国人の許可状況等について(令和2年3月末現在:速報値)

① 在留資格認定証明書交付	交付	3,467件
② 在留資格変更許可	許可	2,258件
③ 登録支援機関登録	登録	4,125件



### 許可件数等の内訳

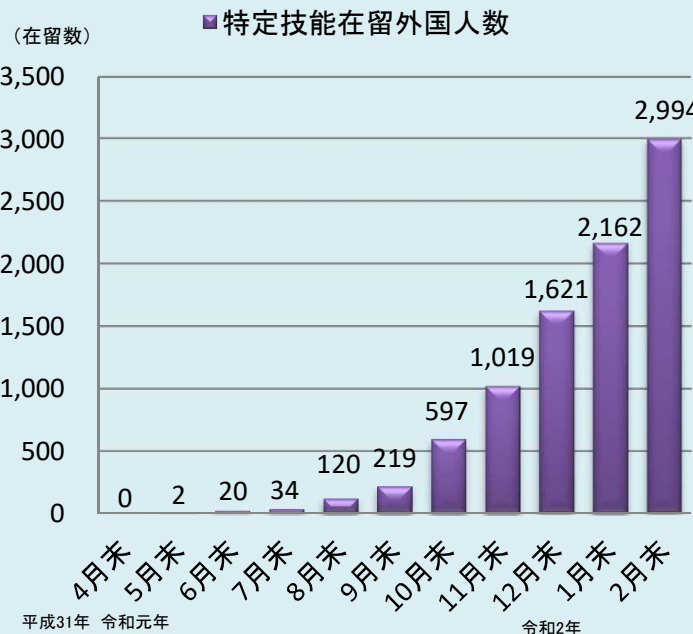
(許可・交付件数)  
■ 在留資格認定証明書交付件数 ■ 在留資格変更許可件数



## 特定技能在留外国人数(令和2年2月末現在:速報値)

### 特定技能1号在留外国人数

2,994人



分野	人数
介護	29人
ビルクリーニング	22人
素形材産業	364人
産業機械製造業	359人
電気・電子情報関連産業	128人
建設	213人
造船・船用工業	87人
自動車整備	25人
航空	0人
宿泊	16人
農業	545人
漁業	35人
飲食料品製造業	1017人
外食業	154人

# 特定技能制度運用状況②



## 特定技能在留外国人数(令和元年12月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数 1,621人

### 都道府県別特定技能在留外国人数

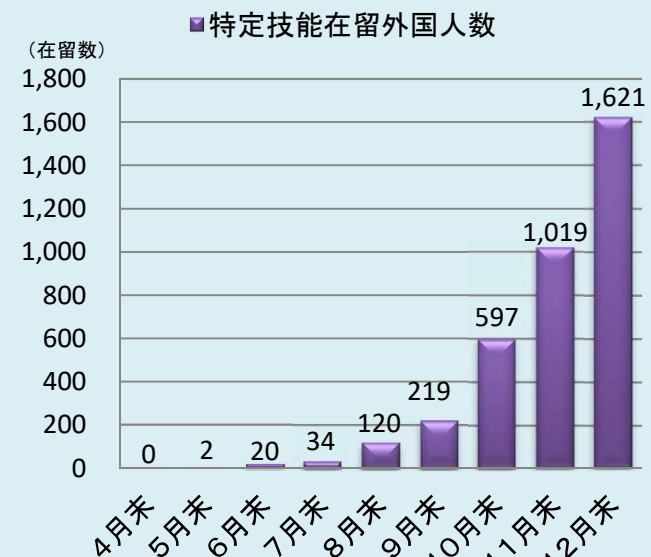
都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	85	4	-	5	-	3	9	77	42	86	112	80	94	59	22	6	13	3	10	41	62	32	127	38
構成比	5.2%	0.2%	0.0%	0.3%	0.0%	0.2%	0.6%	4.8%	2.6%	5.3%	6.9%	4.9%	5.8%	3.6%	1.4%	0.4%	0.8%	0.2%	0.6%	2.5%	3.8%	2.0%	7.8%	2.3%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
在留数	15	13	103	50	2	3	15	8	16	73	5	2	47	21	4	69	1	40	41	24	2	19	14	24
構成比	0.9%	0.8%	6.4%	3.1%	0.1%	0.2%	0.9%	0.5%	1.0%	4.5%	0.3%	0.1%	2.9%	1.3%	0.2%	4.3%	0.1%	2.5%	2.5%	1.5%	0.1%	1.2%	0.9%	1.5%

### 分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	クリーニング	素形材産業	産業機械製造業	産業界関連産業	電子情報・電気	建設	造船・船舶工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食品製造業	外食業
在留数	19	13	193	198	38	107	58	10	-	15	292	21	557	100	
構成比	1.2%	0.8%	11.9%	12.2%	2.3%	6.6%	3.6%	0.6%	0.0%	0.9%	18.0%	1.3%	34.4%	6.2%	

### 国籍別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ミャンマー	カンボジア	中国	インドネシア	ネパール	フィリピン	タイ	ベトナム	その他
在留数	100	94	100	189	18	111	79	901	29
構成比	6.2%	5.8%	6.2%	11.7%	1.1%	6.8%	4.9%	55.6%	1.8%





## 特定技能試験等の実施状況について(令和2年3月末現在。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。)

	実施場所(実施月)	受験者数	合格者数	今後の実施予定(注1)
介護	(フィリピン) 2019年4月～2020年3月 (カンボジア) 2019年9月～2020年3月 (インドネシア) 2019年10月～2020年3月 (ネパール) 2019年10月～2020年3月 (モンゴル) 2019年11月, 12月 (ミャンマー) 2020年2月, 3月 (日本国内) 2019年10月～12月, 2020年3月	(技能試験) 4,681人(注2) (日本語試験) 4,489人(注2)	(技能試験) 2,382人(注2) (日本語試験) 2,411人(注2)	(フィリピン) 2020年4月, 5月 (カンボジア) 2020年5月 (インドネシア) 2020年4月, 5月 (ネパール) 2020年5月 (モンゴル) 2020年5月 (日本国内) 2020年4月
ビルクリーニング	(ミャンマー) 2019年12月 (フィリピン) 2020年2月, 3月 (日本国内) 2019年11月, 12月	709人	495人	—
素形材産業(注3) 産業機械製造業(注3) 電気・電子情報関連産業(注3)	(インドネシア) 2020年1月	23人	4人	—
建設	—	—	—	—
造船・船用工業(注3)	(フィリピン) 2019年11月	14人	7人	—
自動車整備	(フィリピン) 2019年12月～2020年3月	32人	25人	—
航空(注3)	(フィリピン) 2019年11月 (モンゴル) 2019年10月 (日本国内) 2019年11月, 2020年2月	340人	194人	—
宿泊	(ミャンマー) 2019年10月 (日本国内) 2019年4月, 10月, 2020年1月	1,852人	1,140人	—
農業(注3)	(フィリピン) 2019年10月～2020年3月 (カンボジア) 2020年1月～3月 (インドネシア) 2020年1月～3月 (ミャンマー) 2020年2月, 3月 (日本国内) 2020年3月	365人(注2)	297人(注2)	—
漁業(注3)	(インドネシア) 2020年1月 (フィリピン) 2020年3月	19人(注2)	8人(注2)	—
飲食料品製造業	(フィリピン) 2019年11月～2020年3月 (インドネシア) 2020年1月～3月 (日本国内) 2019年10月, 2020年2月	2,497人(注2)	1,824人(注2)	—
外食業	(フィリピン) 2019年11月～2020年3月 (カンボジア) 2020年1月～3月 (ミャンマー) 2020年2月, 3月 (日本国内) 2019年4月, 6月, 9月, 11月, 2020年2月	8,465人(注2)	5,123人(注2)	—
国際交流基金 日本語基礎テスト	(フィリピン) 2019年4月～6月, 8月～11月, 2020年1月, 3月 (カンボジア) 2019年10月, 2020年1月, 3月 (インドネシア) 2019年10月, 11月, 2020年1月, 3月 (ネパール) 2019年10月, 11月, 2020年1月, 3月 (モンゴル) 2019年11月 (ミャンマー) 2020年3月	4,170人(注2)	1,377人(注2)	(フィリピン) 2020年5月 (カンボジア) 2020年5月 (インドネシア) 2020年5月 (ネパール) 2020年5月 (モンゴル) 2020年5月

(注1) 2020年4月以降の実施予定は変更され得る。

(注2) 2020年3月以降に実施された介護(技能試験及び日本語試験)、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業及び国際交流基金日本語基礎テストの受験者数及び合格者数のうち未発表分については、各者数の累計値に含んでいない。

(注3) 業務区分によって試験実施状況が異なる。



# 基本方針・主務省令等について

---

# 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

## 特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

### 1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

### 2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

#### ➢ 特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

#### ➢ 人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

#### ➢ 受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

### 3 求められる人材に関する事項

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

### 4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

➢ 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

➢ 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

#### ➢ 人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

#### ➢ 治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

### 5 制度の運用に関する重要事項

#### ➢ 1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援  
転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

➢ 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

➢ 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

## 1 新たに設けた省令(2省令)

### ① 特定技能基準省令

- 受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準
  - ・ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
  - ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
  - ・ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること など
- 受入れ機関自体が満たすべき基準
  - ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
  - ・ 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
  - ・ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
  - ・ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がない等)に該当しないこと
  - ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
  - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること(兼任可等)(\*)
  - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること(\*)
  - ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(\*) など

(注)上記のうち\*を付した基準は、登録支援機関に支援を全部委託する場合には不要
- 支援計画が満たすべき基準
  - ※ 基本方針記載の支援の内容を規定

### ② 分野省令

- 受入れ分野、技能水準
  - ※ 分野別運用方針を反映させた形で規定

## 2 既存の省令の改正(2省令)

### ① 上陸基準省令

- 外国人本人に関する基準
  - ・ 18歳以上であること
  - ・ 健康状態が良好であること
  - ・ 保証金の徴収等をされていないこと
  - ・ 送出国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
  - ・ 特定技能1号: 必要な技能水準及び日本語能力水準  
(注) 技能実習2号を良好に修了している者は試験を免除
  - ・ 特定技能2号: 必要な技能水準 など

### ② 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 登録支援機関の登録に関する規定等
  - ・ 支援責任者及び支援担当者が選任されていること(兼任可)
  - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があること等
  - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること など
- 受入れ機関の届出事項等
- その他
  - ・ 特定技能1号の在留期間は通算で5年
  - ・ 1回当たりの在留期間(更新可能)は、  
特定技能1号 1年、6か月又は4か月  
特定技能2号 3年、1年又は6か月 など

(注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては、登録支援機関の登録手数料額(登録時2万8,400円,更新時1万1,100円),登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

〈法第7条第1項第2号，上陸基準省令〉

## ■ 特定技能1号，特定技能2号に共通の基準

- ① 18歳以上であること
- ② 健康状態が良好であること
- ③ 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
- ④ 保証金の徴収等をされていないこと
- ⑤ 外国の機関に費用を支払っている場合は，額・内訳を十分に理解して機関との間で合意していること
- ⑥ 送出国で遵守すべき手続が定められている場合は，その手続を経ていること
- ⑦ 食費，居住費等外国人が定期的に負担する費用について，その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており，かつ，その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり，明細書その他の書面が提示されること
- ⑧ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

## ■ 特定技能1号のみの基準

- ① 必要な技能及び日本語能力を有していることが，試験その他の評価方法により証明されていること(ただし，技能実習2号を良好に修了している者であり，かつ，技能実習において修得した技能が，従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合は，これに該当する必要がない)
- ② 特定技能1号での在留期間が通算して5年に達していないこと

## ■ 特定技能2号のみの基準

- ① 必要な技能を有していることが，試験その他の評価方法により証明されていること
- ② 技能実習生の場合は，技能の本国への移転に努めるものと認められること

〈法第2条の5第1項，第2項，特定技能基準省令第1条〉

## ■特定技能雇用契約が満たすべき基準

- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が，同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として，報酬の決定，教育訓練の実施，福利厚生施設の利用その他の待遇について，差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合，休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は，派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは，受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)



〈法第2条の5第3項，第4項，特定技能基準省令第2条第1項〉

## ■受入れ機関自体が満たすべき基準

- ① 労働，社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し，雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧ 支援に要する費用を，直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨ 労働者派遣の場合は，派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで，**適当と認められる者であるほか，派遣先が①～④の基準に適合すること**
- ⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ⑬ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)



〈法第2条の5第3項，特定技能基準省令第2条第2項〉

## ■受入れ機関自体が満たすべき基準(支援体制関係)

※ 登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

### ① 以下のいずれかに該当すること

ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受入れ又は管理を適正に行った実績があり，かつ，役職員の中から，支援責任者及び支援担当者(事業所ごとに1名以上。以下同じ。)を選任していること  
(支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ)

イ 役職員で過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談等に従事した経験を有するものの中から，支援責任者及び支援担当者を選任していること

ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で，役職員の中から，支援責任者及び支援担当者を選任していること

### ② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること

### ③ 支援状況に係る文書を作成し，雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと

### ④ 支援責任者及び支援担当者が，支援計画の中立的な実施を行うことができ，かつ，欠格事由に該当しないこと

### ⑤ 5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと

### ⑥ 支援責任者又は支援担当者が，外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること

### ⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

〈法第2条の5第6項，第7項，第8項，特定技能基準省令第3条，第4条〉

## ■支援計画が満たすべき基準

### ① 支援計画にア～オを記載すること

#### ア 支援の内容

- ・ 本邦入国前に，本邦で留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること
- ・ 出入国しようとする飛行場等において外国人の送迎をすること
- ・ 賃貸借契約の保証人となることその他の適切な住居の確保に係る支援，預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること
- ・ 本邦入国後に，本邦での生活一般に関する事項等に関する情報の提供を実施すること
- ・ 外国人が届出等の手続を履行するに当たり，同行等をすること
- ・ 生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること
- ・ 相談・苦情対応，助言，指導等を講じること
- ・ 外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること
- ・ 外国人の責めに帰すべき事由によらないで雇用契約を解除される場合において，新しい就職先で活動を行うことができるようにするための支援をすること
- ・ 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し，労働関係法令違反等の問題の発生を知ったときは，その旨を関係行政機関に通報すること

- イ 登録支援機関に支援を全部委託する場合は，委託契約の内容等
- ウ 登録支援機関以外に委託する場合は，委託先や委託契約の内容
- エ 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名
- オ 分野に特有の事項

- ② 支援計画は，日本語及び外国人が十分理解できる言語により作成し，外国人にその写しを交付しなければならないこと
- ③ 支援の内容が，外国人の適正な在留に資するものであって，かつ，受入れ機関等において適切に実施することができるものであること
- ④ 本邦入国前の情報の提供の実施は，対面又はテレビ電話装置等により実施されること
- ⑤ 情報の提供の実施，相談・苦情対応等の支援が，外国人が十分理解できる言語で実施されること
- ⑥ 支援の一部を他者に委託する場合にあっては，委託の範囲が明示されていること
- ⑦ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

〈法第19条の26，施行令第5条，施行規則第19条の20，第19条の21〉

## ■登録支援機関の登録拒否事由

※ 次に掲げる登録拒否事由に該当しなければ，法人のみならず個人であっても登録が認められます。

- ① 関係法律による刑罰に処せられ，その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ② 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者，破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等
- ③ 登録支援機関としての登録を取り消された日から5年を経過しない者（取り消された法人の役員であった者を含む）
- ④ 登録の申請の日前5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 暴力団員等暴力団排除の観点から定める事由に該当する者
- ⑥ 受入れ機関や技能実習制度における実習実施者等であった場合において，過去1年間に自らの責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させている者
- ⑦ 支援責任者及び支援担当者が選任されていない者（支援責任者と支援担当者との兼任は可）
- ⑧ 次のいずれにも該当しない者
  - ア 過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。）の受入れ又は管理を適正に行った実績がある者であること
  - イ 過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦在留外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有する者であること
  - ウ 支援責任者及び支援担当者が過去5年間に2年以上中長期在留者（就労資格のみ。）の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること
  - エ ア～ウと同程度に支援業務を適正に実施することができる者であること
- ⑨ 外国人が十分理解できる言語による情報提供・相談等の支援を実施することができる体制を有していない者
- ⑩ 支援業務の実施状況に係る文書を作成し，雇用契約終了日から1年以上備え置かない者
- ⑪ 支援責任者又は支援担当者が一定の前科がある等の欠格事由に該当する者
- ⑫ 支援に要する費用を，直接又は間接に外国人に負担させる者
- ⑬ 支援委託契約を締結するに当たり，受入れ機関に対し，支援に要する費用の額及び内訳を示さない者

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

---

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）

～外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現(172施策, 245億円)～

外国人との共生社会の実現に向けた  
意見聴取・啓発活動等

外国人材の適正・円滑な受入れの  
推進に向けた取組

生活者としての外国人に対する支援

新たな在留管理体制の構築

### 出入国管理及び難民認定法



短期滞在者（観光客等）



留学生等



日本人の配偶者等



（専門的・技術的分野）  
就労資格外国人

- ・政府基本方針
- ・分野別運用方針  
（14分野）



特定技能外国人

新設



技能実習生

技能実習法



# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）の概要

平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。

令和元年6月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の方向性に沿って、「総合的対応策」を改訂。引き続き、関係省庁で連携し、着実に実施するとともに、今後も対応策の充実を図る。

令和元年12月20日  
外国人材の受入れ・共生  
に関する関係閣僚会議

## 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

（特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等、特定技能試験の円滑な実施等）

- 地域における就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、建設分野の特定技能外国人受入事業実施法人における求人求職のあっせん等の実施、地方公共団体とハローワークの連携によるモデル事業の実施等）
- 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）
- 技能試験の受験機会の拡大等（短期滞在者に係る受験資格対象者の拡大、日本語試験の不正防止の徹底）

## 生活者としての外国人に対する支援

- 一元的相談窓口に係る地方公共団体への支援拡大等（交付対象の全地方公共団体への拡大、複数の地方公共団体による広域連携の交付対象化、共生に資する日本人からの相談への対応等）
- 入管庁・法テラス・人権擁護機関・ハローワーク・査証相談窓口・JETRO等の関係部門を集約した「外国人共生センター（仮称）」の設置（地方における外国人の雇用促進支援、一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行等）
- やさしい日本語の活用に関するガイドラインの作成
- 多言語自動音声翻訳技術に関するAI同時通訳の実現や対応言語の追加等に向けた取組
- 災害時の情報発信・支援等の充実（災害情報の14か国語対応の推進、119番多言語対応等）
- 運転免許取得等に係る多言語化の要請（学科試験、外国の運転免許からの切替手続等）
- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（14か国語のパンフレット作成・周知、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICT教材の対応言語の拡大等）
- 外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力の評価支援（コミュニケーション能力の定義・評価ツールの作成、「ひな形」としての各企業への提供）
- 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（「外国人の子供の就学状況等調査」の結果に基づく就学状況把握・就学促進の好事例の普及、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援）
- 留学生の就職支援の強化
  - ・ 秋卒業者の国内就職促進（通年採用の促進、就職が内定した留学生に採用までの滞在を「特定活動」で認める取扱いの企業等への周知等）
  - ・ 留学生の日本語能力の多様性に応じた採用選考・採用後の柔軟な待遇等の推進に向けたチェックリストやベストプラクティス等の横展開、関係省庁から経済団体や大学等への周知
  - ・ 留学生や海外からのインターンシップの受入れの促進（外国人共生センター（仮称）を拠点とした説明会やセミナー等の実施等）
- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化、VR技術等を用いた危険体感教育用教材の作成

## 新たな在留管理体制の構築

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等
- 技能実習生の失踪等の防止を目的とした取組の強化（失踪に帰責性がある実習実施者の一定期間の新規受入れ停止等）、日本人との同等報酬等の確認の徹底、人権侵害等の場合の実習先の変更が可能であることの周知
- 「収容・送還に関する専門部会」の議論を踏まえた、有効な送還方法等の在り方や法整備を含む措置の検討



## 【詳細版】外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）の概要

我が国に在留する外国人は近年増加(283万人)、我が国で働く外国人も急増(146万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)  
⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進するため、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。  
令和元年6月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の方向性に沿って、「総合的対応策」を改訂（172施策）。引き続き、関係省庁で連携し、着実に実施するとともに、今後も対応策の充実を図る。

令和元年12月20日  
外国人材の受入れ・共生  
に関する関係閣僚会議

### 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

#### (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取（地方公共団体との継続的な意見交換）、受入環境調整担当官の体制整備により、総合的調整機能を強化

#### (2) 啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

### 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

#### (1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等

- 地域における就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、建設分野の特定技能外国人受入事業実施法人における求人求職のあっせん等の実施、地方公共団体とハローワークの連携によるモデル事業の実施等）
- 地方公共団体と連携して地方で就労することのメリットを周知するとともに、外国人受入環境整備交付金による地方への支援を引き続き推進
- 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）

#### (2) 特定技能試験の円滑な実施等

- 技能試験の受験機会の拡大等（短期滞在者に係る受験資格対象者の拡大、日本語試験の不正防止の徹底）
- 特定技能試験及び日本語試験についての周知方法の充実（法務省ホームページにおいて最新情報を多言語で一元的に提供。関係機関のホームページの多言語化）

#### (3) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査の厳格化

#### (4) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する国際交流基金日本語基礎テストの実施の推進
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化（現地教師育成、現地機関活動支援）
- 在外公館等による情報発信の充実、在外公館等と連携した特定技能に係る正確かつ効果的な広報の実施

### 生活者としての外国人に対する支援

#### (1) 暮らしやすい地域社会づくり

- ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
  - 一元的相談窓口に係る地方公共団体への支援拡大等（交付対象の全地方公共団体への拡大、複数の地方公共団体による広域連携の交付対象化、共生に資する日本人からの相談への対応等）
  - 入管庁・法テラス・人権擁護機関・ハローワーク・査証相談窓口・JETRO等の関係部門を集約した「外国人共生センター（仮称）」の設置（地方における外国人の雇用促進支援、一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行等）
  - 安全・安心な生活・就労のための「生活・就労ガイドブック」（14か国語と「やさしい日本語」）の作成・活用
  - やさしい日本語の活用に関するガイドラインの作成
  - 多言語自動音声翻訳技術に関するAI同時通訳の実現や対応言語の追加等に向けた取組
- ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
  - 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）（再掲）
  - 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

#### (2) 生活サービス環境の改善等

- ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
  - 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
  - 地域の拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置・院内の多言語化の支援
  - 医療費不払等の経歴がある外国人観光客に対し、厳格な審査を実施することにより、新たな医療費の不払いを抑制
  - 入国前結核スクリーニングの適切な実施
- ② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
  - 気象庁HP、緊急地震速報や国民保護情報等の緊急情報を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及（14か国語対応）
  - 三者間同時通訳による「119番」の多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成
- ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
  - 運転免許取得等に係る多言語化の要請（学科試験、外国の運転免許からの切替手続等）
  - 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
  - 消費生活センター等（消費者ホットライン188番）、法テラス、人権擁護機関、生活困窮相談窓口等の多言語対応
- ④ 住宅確保のための環境整備・支援
  - 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及（やさしい日本語含む14言語対応）
  - 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
- ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
  - 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（14か国語のパンフレット作成・周知、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）
  - 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

### (3) 円滑なコミュニケーションの実現（日本語教育の充実）

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICT教材の対応言語の拡大等）
- 夜間中学の設置促進とその教育活動の充実
- 「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」を参考にした日本語教育の標準等の作成
- 日本語教師の養成・研修プログラムの改善・充実・普及、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の整備
- **外国人労働者の就業場面上的な日本語コミュニケーション能力の評価支援（コミュニケーション能力の定義・評価ツールの作成、「ひな形」としての各企業への提供）**

### (4) 外国人の子供に係る対策

- 保育所等における外国人児童に対する適切な支援を推進
- **外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（「外国人の子供の就学状況等調査」の結果に基づく就学状況把握・就学促進の好事例の普及、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援）**
- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と日本語指導補助者・母語支援員等の配置への支援
- 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育等を行う自治体への支援

### (5) 留学生の就職等の支援

- 日本の大学を卒業した留学生の就職機会の拡大のための特定活動告示（第46号）の周知
- **秋卒業者の国内就職促進（通年採用の促進、就職が内定した留学生に採用までの滞在を「特定活動」で認める取扱いの企業等への周知等）**
- 調理又は製菓の専修学校を卒業する等した留学生が就職できる業務の幅が拡大された「日本の食文化海外普及人材育成事業」の普及
- 中小企業等に就職する際の在留申請手続における更なる提出資料の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等
- **留学生の多様性に応じた採用選考・採用後の柔軟な待遇等の推進に向けたチェックリストやベストプラクティス等の横展開、関係省庁から経済団体や大学等への周知**
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実
- 地方企業に対しても就職から活躍までのきめ細やかな支援を迅速かつ効率的に提供するため、**専門家を全国に配置**
- インターンシップのマッチング及び日本企業での就職に関心を持つものを対象とした国内外でのジョブフェア等の情報提供の実施
- **留学生や海外からのインターンシップの受入れの促進（外国人共生センター（仮称）を拠点とした説明会やセミナー等の実施等）**
- インターンシップの適正な利用促進のためのガイドラインの策定及び当該制度の周知

### (6) 適正な労働環境等の確保

#### ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

- 労働基準監督署・ハローワークの体制整備、外国人技能実習機構の実地検査能力の強化
- 「外国人労働者相談コーナー」、「外国人労働者向け相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン」における多言語対応の推進・相談体制の拡充（14か国語対応）
- 技能実習生に対して新たに周知すべき情報等の随時提供を可能にするため、入国時に配布している技能実習生手帳についてアプリ化
- 外国人労働者向け**安全衛生教育教材の多言語化、VR技術等を用いた危険体感教育用教材の作成**

### ② 地域での安定した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応の推進（14か国語対応）と地域における再就職支援、定住外国人向け職業訓練の実施
- 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識習得を目的とした研修事業について、**実施地域及び対象者数を拡充**

### (7) 社会保険への加入促進等

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

## 新たな在留管理体制の構築

### (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入れ企業等による在留資格手続のオンライン申請の対象の拡大（在留資格認定書交付申請、在留資格変更許可申請、就労資格証明書交付申請等）、標準処理期間の励行
- **マイナンバーカードの円滑な取得・更新、在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討**

### (2) 在留管理基盤の強化

- 法務省・厚生労働省において、外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握のため、情報共有を推進するための**オンライン連携の検討**
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理庁における出入国及び在留管理体制の強化

### (3) 留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の**在留資格審査の厳格化**や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

### (4) 技能実習制度の更なる適正化

- 外国人技能実習機構の実地検査能力の強化のため、出入国在留管理庁が把握している技能実習生の情報を共有
- 不正を知った場合の対応方法及び失踪後に犯罪等に巻き込まれる可能性などについて、技能実習生に直接周知する方策を検討
- **技能実習生の失踪等の防止を目的とした取組の強化（失踪に帰責性がある実習実施者の一定期間の新規受入れ停止等）、日本人との同等報酬等の確認の徹底、人権侵害等の場合の実習先の変更が可能であることの周知**

### (5) 不法滞在者等への対策強化

- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底
- 仮放免の身元保証人に係るより慎重な適性審査の実施及び仮放免を認める際の保証金の金額設定の適正化
- 国際移住機関（IOM）による帰国支援プログラムを活用し、送還忌避者を翻意させ自主的な出国を促進するための取組を充実
- 「収容・送還に関する専門部会」の議論を踏まえた、**有効な送還方法等の在り方や法整備を含む措置の検討**

## 1. 受入環境調整担当官の配置

- 外国人の受入れ環境整備を目的として、全国8つの地方出入国在留管理局及び3つの支局に、受入環境調整担当の統括審査官11人、東京局及び名古屋局においては更に入国審査官各1人の合計13人の担当者を配置。

## 2. 主な役割

### <地方公共団体との窓口役>

- 外国人の受入れ環境整備に係る地方公共団体をはじめとした関係機関からの意見聴取
- 在留外国人向けの相談窓口業務の設置・運営に関する地方公共団体からの相談への対応、情報提供、研修の実施 等

外国人との共生社会の実現に向けた諸施策を推進

<問合せ先>

官署名	住所	連絡先	官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 審査部門	011-261-9658	大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 審査管理部門	06-4703-2115
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 審査部門	022-256-6080	神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 審査部門	078-393-2398
東京出入国在留管理局	東京都港区港南5-5-30 審査管理部門	0570-03-4259 (所属部署番号) 230	広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 就労・永住審査部門	045-769-1721	高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 審査部門	087-822-5851
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 審査管理部門	052-559-2151	福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 就労・永住審査部門	092-717-7596
			那覇支局	沖縄県那覇市桶川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

# 参考資料

---

- ・技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野との関係について…………… ①
- ・特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について…………… ②
- ・在留資格「特定技能」についての問合せ先…………… ③
- ・地方で就労することのメリット…………… ④
- ・優良事例等…………… ⑤



# 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(1/4)

## 1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
耕種農業	施設園芸	農業(耕種農業全般)
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	農業(畜産農業全般)
	養鶏	
	酪農	

## 2 漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業(漁業)
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	漁業(養殖業)

## 3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)	
さく井	パーカッション式さく井工事		
	ロータリー式さく井工事		
建築板金	ダクト板金	建設(建築板金)	
	内外装板金		
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工		
建具製作	木製建具手加工		
建築大工	大工工事	建設(建築大工)	
型枠施工	型枠工事	建設(型枠施工)	
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設(鉄筋施工)	
とび	とび	建設(とび)	
石材施工	石材加工		
	石張り		
タイル張り	タイル張り		
かわらぶき	かわらぶき	建設(屋根ふき)	
左官	左官	建設(左官)	
配管	建築配管	建設(配管)	
	プラント配管		
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設(保温保冷)	
内装仕上げ施工	ブラチック系床仕上げ工事	建設(内装仕上げ)	建設(表装)
	カーペット系床仕上げ工事		
	鋼製下地工事		
	ボード仕上げ工事		
	カーテン工事		
サッシ施工	ビル用サッシ施工		
防水施工	シーリング防水工事		
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設(コンクリート圧送)	
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事		
表装	壁装	建設(表装)	建設(内装仕上げ)
建設機械施工	押土・整地	建設(建設機械施工)	
	積込み		
	掘削		
	締固め		
築炉	築炉		

# 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(2/4)

## 4 食品製造関係(11職種16作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
缶詰巻締	缶詰巻締	飲食料品製造業全般 (飲食料品製造業全般(飲食料品 (酒類を除く。))の製造・加工・安全 衛生)
食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
加熱性水産加工 食品製造業	節類製造	
	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
	くん製品製造	
非加熱性水産加工 食品製造業	塩蔵品製造	
	乾製品製造	
	発酵食品製造	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
パン製造	パン製造	
そう菜製造業	そう菜加工	
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	外食業

## 5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
紡績運転	前紡工程	
	静紡工程	
	巻糸工程	
	合ねん糸工程	
織布運転	準備工程	
	製織工程	
	仕上工程	
染色	糸浸染	
	織物・ニット浸染	
ニット製品製造	靴下製造	
	丸編みニット製造	
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
紳士服製造	紳士既製服製造	
下着類製造	下着類製造	
寝具製作	寝具製作	
カーペット製造	織じゅうたん製造	
	タフテッドカーペット製造	
	ニードルパンチカーペット製造	
帆布製品製造	帆布製品製造	
布はく縫製	ワイシャツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	



# 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(3/4)

## 6 機械・金属関係(15職種29作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造	素形材産業 (鑄造)	産業機械製造業 (鑄造)		
	非鉄金属鑄物鑄造				
鍛造	ハンマ型鍛造	素形材産業 (鍛造)	産業機械製造業 (鍛造)		
	プレス型鍛造				
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	素形材産業 (ダイカスト)	産業機械製造業 (ダイカスト)		
	コールドチャンバダイカスト				
機械加工	普通旋盤	素形材産業 (機械加工)	産業機械製造業 (機械加工)	電気・電子情報関連産業 (機械加工)	造船・船用工業 (機械加工)
	フライス盤				
	数値制御旋盤				
	マシニングセンタ				
金属プレス加工	金属プレス	素形材産業 (金属プレス加工)	産業機械製造業 (金属プレス加工)	電気・電子情報関連産業 (金属プレス加工)	
鉄工	構造物鉄工		産業機械製造業 (鉄工)		造船・船用工業 (鉄工)
工場板金	機械板金	素形材産業 (工場板金)	産業機械製造業 (工場板金)	電気・電子情報関連産業 (工場板金)	
めっき	電気めっき	素形材産業 (めっき)	産業機械製造業 (めっき)	電気・電子情報関連産業 (めっき)	
	溶融亜鉛めっき				
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	素形材産業(アルミニウム)			
仕上げ	治工具仕上げ	素形材産業 (仕上げ)	産業機械製造業 (仕上げ)	電気・電子情報関連産業 (仕上げ)	造船・船用工業 (仕上げ)
	金型仕上げ				
	機械組立仕上げ				
機械検査	機械検査	素形材産業 (機械検査)	産業機械製造業 (機械検査)		
機械保全	機械系保全	素形材産業 (機械保全)	産業機械製造業 (機械保全)	電気・電子情報関連産業 (機械保全)	
電子機器組立て	電子機器組立て		産業機械製造業 (電子機器組立て)	電気・電子情報関連産業 (電子機器組立て)	
電気機器組立て	回転電機組立て		産業機械製造業 (電気機器組立て)	電気・電子情報関連産業 (電気機器組立て)	造船・船用工業 (電気機器組立て)
	変圧器組立て				
	配電盤・制御盤組立て				
	開閉制御器具組立て				
	回転電機巻線製作				
プリント配線板製造	プリント配線板設計		産業機械製造業 (プリント配線板製造)	電気・電子情報関連産業 (プリント配線板製造)	
	プリント配線板製造				

# 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(4/4)

## 7 その他(15職種27作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
家具製作	家具手加工				
印刷	オフセット印刷				
製本	製本				
プラスチック成形	圧縮成形				
	射出成形				
	インフレーション成形				
	ブロー成形				
強化プラスチック成形	手積み積層成形				
塗装	建築塗装	素形材産業 (塗装)	産業機械製造業 (塗装)	電気・電子情報関連産業 (塗装)	造船・船用工業(塗装)
	金属塗装				
	鋼橋塗装				
	噴霧塗装				
溶接	手溶接	素形材産業 (溶接)	産業機械製造業 (溶接)	電気・電子情報関連産業 (溶接)	造船・船用工業(溶接)
	半自動溶接				
工業包装	工業包装		産業機械製造業 (工業包装)	電気・電子情報関連産業 (工業包装)	
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き				
	印刷箱製箱				
	貼箱製造				
	段ボール箱製造				
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形				
	圧力鋳込み成形				
	パッド印刷				
自動車整備	自動車整備	自動車整備			
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング			
介護	介護	介護			
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ				
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造				

## ○ 社内検定型の職種・作業(1職種3作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	空港グランドハンドリング			
	航空貨物取扱				
	客室清掃				

# 特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について

## 1 介護

職種名	作業名
介護	介護

(注)平成29年11月1日から対象職種に追加

## 2 ビルクリーニング

職種名	作業名
ビルクリーニング	ビルクリーニング

## 3 素形材産業

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	アルミニウム陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
	手溶接
溶接	半自動溶接

## 4 産業機械製造業

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
	圧縮成形
プラスチック成形	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
	建築塗装
塗装	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
	手溶接
溶接	半自動溶接
	工業包装

## 5 電気・電子情報関連産業

職種名	作業名
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
電気機器組立て	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
	プリント配線板設計
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装

# 特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について

## 6 建設

職種名	作業名
型枠施工	型枠工事作業
左官	左官作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
かわらぶき	かわらぶき作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
カーテン工事作業	
表装	壁装作業
とび	とび作業
建築大工	大工工事作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
熱絶縁施工	保温保冷工事

## 7 造船・船用工業

職種名	作業名
溶接	手溶接
	半自動溶接
塗装	金属塗装作業
	噴霧塗装作業
鉄工	構造物鉄工作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械加工	普通旋盤作業
	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	マシニングセンタ作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業

## 8 自動車整備

職種名	作業名
自動車整備	自動車整備

## 9 航空

職種名	作業名
空港グランドハンドリング	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃

## 10 宿泊

職種名	作業名

## 11 農業

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

## 12 漁業

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
養殖業	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	ほたてがい・まがき養殖

## 13 飲食料品製造業

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工
加熱性水産加工食品製造業	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
非加熱性水産加工食品製造業	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
水産練り製品製造	発酵食品製造
	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業	そう菜加工
農産物漬物製造業	農産物漬物製造

## 14 外食業

職種名	作業名
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

(注)平成30年11月16日から対象職種に追加

## 在留資格「特定技能」についての問合せ先(法務省)

(制度全般, 入国・在留手続, 登録支援機関等について)

官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 総務課	011-261-7502
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 総務課	022-256-6076
東京出入国在留管理局	東京都港区港南5-5-30 就労審査第三部門	0570-034259 (内線330)
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 総務課	045-769-1720
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 (受入・共生関係) 審査管理部門 (在留資格「特定技能」関係) 就労審査第二部門	審査管理部門 052-559-2112 就労審査第二部門 052-559-2110

[参考: 法務省ホームページ「新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)」  
<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/ny>

官署名	住所	連絡先
大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 総務課	06-4703-2100
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377(代)
広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412(代)
高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

# 在留資格「特定技能」についての問合せ先

## (造船・船用工業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省海事局	東京都千代田区霞が関2-1-3 船舶産業課	TEL 03-5253-8634
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10 海事振興部旅客・船舶産業課	TEL 011-290-1012
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 海事振興部海事産業課	TEL 022-791-7512
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 海事振興部船舶産業課	TEL 045-211-7223
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 海事部海事産業課	TEL 025-285-9156
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	TEL 052-952-8020
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 海事振興部船舶産業課	TEL 06-6949-6425
神戸運輸監理部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	TEL 078-321-3148
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 海事振興部船舶産業課	TEL 082-228-3691
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	TEL 087-802-6816
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	TEL 092-472-3158
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶船員課	TEL 098-866-1838

## (建設分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 土地・建設産業局	東京都千代田区霞が関2-1-3 建設市場整備課	TEL 03-5253-8283
北海道開発局	札幌市北区北8条西2丁目 事業振興部建設産業課	TEL 011-709-2311 (内線:5895)
東北地方整備局	仙台市青葉区本町3-3-1 建政部建設産業課	TEL 022-263-6131
関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 建政部建設産業第一課	TEL 048-601-3151
北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 建政部計画・建設産業課	TEL 025-370-6571
中部地方整備局	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5 番1号 建政部建設産業課	TEL 052-953-8572
近畿地方整備局	大阪市中央区大手前1-5-44 建政部建設産業第一課	TEL 06-6942-1071

## (建設分野(続き))

官署名	住所・担当部署	連絡先
中国地方整備局	広島市中区八丁堀2-15 建政部計画・建設産業課	TEL 082-221-9231
四国地方整備局	高松市 サンポート3番33号 建政部計画・建設産業課	TEL 087-811-8314
九州地方整備局	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 建政部建設産業課	TEL 092-471-6331 (内線:6147,6142)
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 開発建設部建設産業・地方整備課	TEL 098-866-1910

## (宿泊分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省観光庁	東京都千代田区霞が関2-1-2 観光産業課観光人材政策室	TEL 03-5253-8367
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 観光部観光企画課	TEL 011-290-2700
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 観光部観光企画課	TEL 022-791-7509
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 観光部観光企画課	TEL 045-211-1255
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 観光部観光企画課	TEL 025-285-9181
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 観光部観光企画課	TEL 052-952-8045
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 観光部観光企画課	TEL 06-6949-6466
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 観光部観光企画課	TEL 082-228-8701
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 観光部観光企画課	TEL 087-802-6735
九州運輸局	福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 観光部観光企画課	TEL 092-472-2330
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部企画室	TEL 098-866-1812

## (自動車整備分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111 (42426、42414)

## (航空分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省航空局	東京都千代田区霞が関2-1-3  航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) 安全部 運航安全課 乗員政策室 (航空機整備関係)	TEL 03-5253-8111 (内線:49114) (内線:50137)



## 在留資格「特定技能」についての問合せ先

### (農業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2159
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区 南22条西6丁目2-22 生産経営産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区 本町三丁目3番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区 三の丸1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区 下石井1丁目4番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区 春日2丁目10番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 農林水産部経営課	TEL 098-866-1628

### (漁業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省水産庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 企画課漁業労働班	TEL 03-6744-2340

### (介護分野)

	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省社会・援護局	東京都千代田区霞が関1-2-2 福祉人材確保対策室	TEL 03-5253-1111 (内線2125,3146)

### (素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野【製造3分野】)

	連絡先
製造3分野向け特定技能外国人材制度相談窓口	TEL 03-5909-8762 TEL 03-5909-8746

### (外食分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食文化・市場開拓課	TEL 03-6744-7177

### (飲食品製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課	TEL 03-6744-2397

### (ビルクリーニング分野)

	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省 医薬・生活衛生局	東京都千代田区霞が関1-2-2 生活衛生課	TEL 03-5253-1111 (内線 2432)

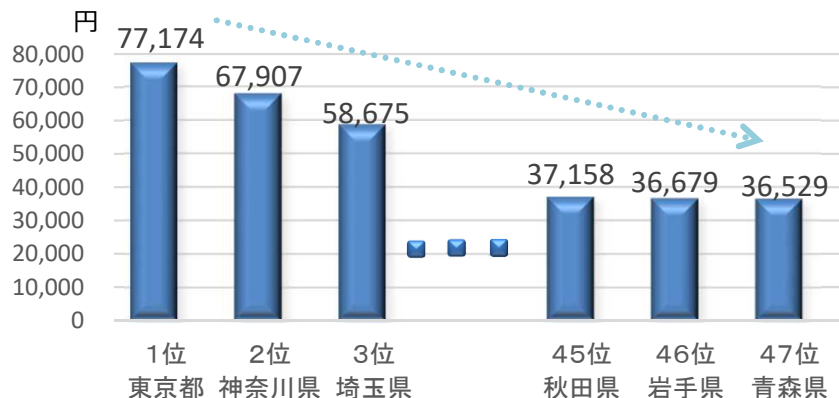
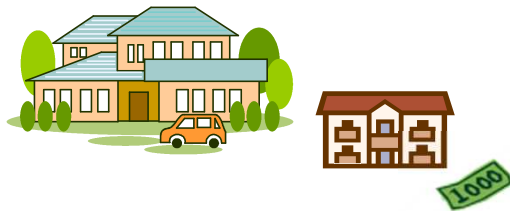
**在留資格「特定技能」についての問い合わせ先  
(特定技能に関する二国間の協力覚書を締結した国に係る各国連絡先一覧)**

国名	問合せ先		住所等				対応言語	
			郵便番号	住所	電話番号	FAX番号		メールアドレス
フィリピン	日本国内	駐日フィリピン共和国大使館 海外労働事務所 <a href="http://polotokyo.dole.gov.ph/">http://polotokyo.dole.gov.ph/</a>	106-8537	東京都港区六本木5丁目15番5号	03-6441-0428 03-6441-0478	03-6441-3436	polotokyo@gmail.com	英語、フィリピン語
	海外	フィリピン海外雇用庁事前雇用サービス室 Philippine Overseas Employment Administration Pre-Employment Service Office <a href="http://poea.gov.ph/">http://poea.gov.ph/</a>	1550	Blas F. Ople Building Ortigas Avenue corner EDSA Mandaluyong City	+632-722-1162	-	marketdev@poea.gov.ph	英語、フィリピン語
カンボジア	日本国内	駐日カンボジア王国大使館	107-0052	東京都港区赤坂8丁目6-9	03-5412-8521 080-3459-7889	03-5412-8526	camemb.jpn@mfaic.gov.kh rithy_bbajp@yahoo.com	日本語、英語、クメール語
	海外	カンボジア王国労働職業訓練省 (The Ministry of Labour and Vocational Training of the Kingdom of Cambodia)	-	Building #3, Russian Federation Blvd., Sangkat Teklaak I, Khan Toukok Phnom Penh, Kingdom of Cambodia	+855-23880474 +855-78449959	-	sopheakhong@yahoo.com	英語、クメール語
モンゴル	日本国内	駐日モンゴル大使館	150-0047	東京都渋谷区神山町21-4	03-3469-2088	03-3469-2216 03-3469-2192	tokyo@mfa.gov.mn	日本語、英語、モンゴル語
	海外	労働・社会保障サービス総合事務所 (General Office for Labour and Social Welfare Services)	17042	General Office for Labour and Social Welfare Services Building, Chinggis Avenue, 2nd khoroo, Khan-Uul district, Ulaanbaatar city, Mongolia	+976-77121285	+976-70136990	ssw@hudulmur-halamj.gov.mn	英語、モンゴル語 ※日本語について、2019年 9月以降対応可。
ミャンマー	日本国内	駐日ミャンマー王国大使館	140-0001	東京都品川区北品川4-8-26	03-3441-9291	03-3447-7394	contact@myanmar-embassy-tokyo.net	日本語、ビルマ語、英語
	海外	ミャンマー連邦共和国労働・入国管理・人口省労働局 (Department of Labour, The Ministry of Labour, Immigration and Population of the Republic of the Union of Myanmar)			(確認中)			

[参考: 法務省ホームページ「新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)]

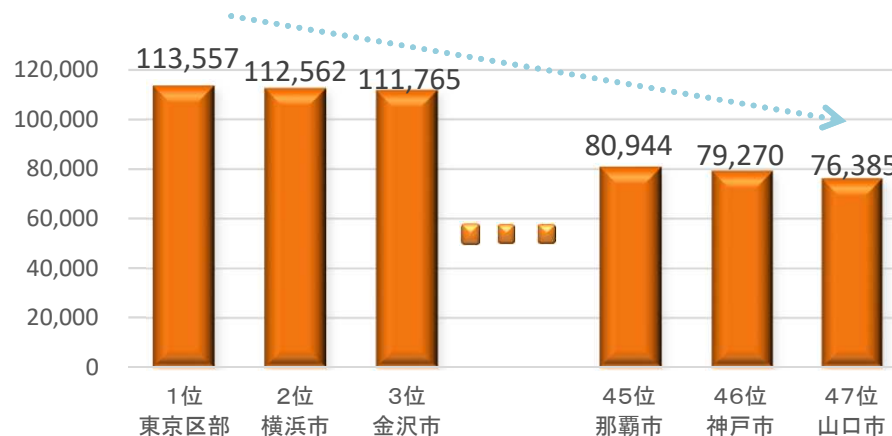
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html)

## 1か月当たり家賃



※総務省統計局住宅・土地統計調査 (2013年)により作成

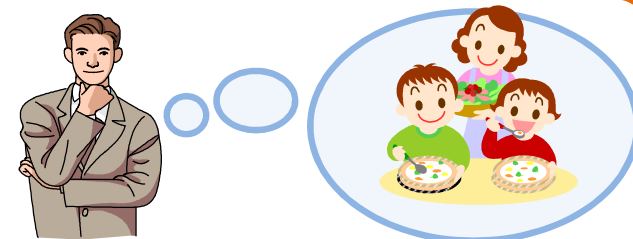
## 1か月当たり生活費



※総務省統計局家計調査 (2017年, 都道府県庁所在市別 1世帯当たりの1か月の収入と支出(総世帯)により作成  
※生活費は食料, 光熱・水道, 被服及び履物, 保健医療の合計

## 1か月に得られる所得(手元に残る金額)

- 家賃についての全国比較  
東京都(1位) : 77,174円 ..①  
青森県(47位) : 36,529円  
差額 : 40,645円
- 生活費についての全国比較  
東京区部(1位) : 113,557円 ..②  
山口市 (47位) : 76,385円  
差額 : 37,172円



- 1か月の報酬から上記数値(家賃, 生活費)を減算することにより, 1か月に得られる所得(手元に残る金額)をある程度予測することが可能

例1(都市部の場合): 228,800円(注1) (1か月の報酬) - (①(家賃)+②(生活費)) = 38,069円(手元に残る金額)  
 例2(地方の場合) : 180,500円(注1) (1か月の報酬) - (38,447円(注2)(家賃)+86,440円(注3)(生活費)) = 55,613円(手元に残る金額)

(注1) 厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」に基づき作成。東京都(1位)及び宮崎県(47位)における20~24歳の場合の所定内給与額。

(注2) 宮崎県(41位)における1か月当たり家賃。(注3) 宮崎県(41位)における1か月当たり生活費。

- 地方は, 都市部に比べ家賃・生活費が少ないため, 賃金面でも就労するメリットがある。

# 介護分野における特定技能外国人の受入れ事例

## 受入施設の紹介

- ・施設所在地：神奈川県横浜市
  - ・事業内容：有料老人ホームの運営
  - ・外国人材の受け入れ実績：2019年度より（特定技能外国人1人）
- ※グループ全体では、他職種の技術・人文知識・国際業務で約120名、留学生や定住者など約80名が就業。グループ会社が登録支援機関としても登録されている。



## 受入施設の取り組み、工夫

- ✓ 人材不足が深刻な日本において外国人材の活用は必至。その意図と意義を全職員に周知できるよう事前に伝達。
- ✓ 服薬時の名前確認など、外国人材にとって難易度の高い漢字の理解に対し、働きやすい環境を作るため、ふりがなを徹底させるだけでなくICT活用を推進。スマートフォンを使用したシステムによりサポート。
- ✓ グループが持つ外国人材就労支援のノウハウを共有し、LINEによるサポート窓口の開設や交流会の実施により、施設長及び本部との定期面談以外にも、相談しやすい環境を作り、不安をいち早く察知・対応。
- ✓ 食事補助に加え、希望があれば、宗教に合わせメニューを変更することも可能。
- ✓ 本社及び施設による試験合格に向けたサポート。

## 特定技能外国人に対する受入施設の評価

- ✓ まじめでひたむきに業務を行う姿を見て、周りの日本人スタッフが感化され、相乗効果を示している。
- ✓ 言葉や動作など、介護の基礎を勉強をしているので、習得が早い。
- ✓ 複雑な作業や工程の多い内容に関しては、当然、習得に時間がかかるが、定型的な業務に関しては習得が非常に早い。日本人と比べても同等もしくは同等以上。
- ✓ 日本人と違い、先入観などの主観的な視点がないので、介護にとって必要であるシンプル、かつ、客観的な視点で物事をみることができる。

## 就労者の紹介

- ・インドネシア人男性（20代）
- ・E P A介護福祉士候補者として4年間にわたり、就労・研修に従事。
- ・介護福祉士国家試験において、合格基準点より7点不足、すべての試験科目で得点。
- ・日本語検定：N2級

## 本人の声

- ✓ EPA介護福祉士候補者として過ごした4年間で、日本の介護士として働きたいという気持ちが高まり、また、介護福祉士国家試験にもあと7点ということから、再チャレンジしたかった。
- ✓ 早期に介護福祉士試験に合格し、インドネシアで、日本で介護士を目指す人たちに、講師をしたり、介護の良さを伝えていきたい。

# 美濃工業株式会社

【所在地】 中部地方   【従業員数】 約700人   【分野】 素形材産業

## 外国人の受入状況：2020年3月現在

- 特定技能1号のタイ人、35名を受入れ中。
- その他の外国籍社員が13名（国籍はタイ、中国、ベトナム等）、技能実習生が118名（国籍はタイ）。

### ▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 業務拡大の中で人手を必要としているが、なかなか日本人の技能工が採用できず、特定技能の人材を充てていきたいと考えている。
- 特定技能の終了後に自社の海外拠点で働いてくれることにも期待している。

### ▶ 特定技能外国人の採用方法

- 特定技能外国人は、自社での技能実習2号修了者を採用した（在留資格切替と一度帰国した方の再来日）。
- また、外国籍の正社員として、①日本の大学留学経験者を採用すると共に、②日本人と結婚した元技能実習生等を採用し、特定技能外国人と一緒に働いてもらうことにより、外国人同士の良好な関係性が構築できるように工夫している。



casting process (main business)



processing inspection process (auxiliary work)

### ▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 日本語能力の高い特定技能外国人が作業要領書をタイ語へ翻訳すると共に、業務上のマニュアルもタイ語で整備している。
- 技能実習生と特定技能外国人をはじめ、外国人をラインに混在させることにより、外国人材同士で技能伝承ができるようになっている。
- 日本に不慣れな技能実習生が体調不良になったときには、特定技能外国人が親身になって付き添い等をしてきている。
- 社内外の行事にも、分け隔てなく積極的な参加を促し、社内運動会や社員旅行、地域のお祭り等で交流を図っている。



Thai Language Work Instruction Manual



Sports event (Minori Olympics), participation in local summer festival

### ▶ 特定技能外国人 本人の声

- Aさん 日本人は皆優しく、会社のイベントも多く、仕事もプライベートも充実しています。
- Bさん 日本に来るまではとても不安でしたが、先輩や上司が丁寧に教えてくれたので、今では頼りにされていてうれしいです。



# 株式会社府中テンパール

【所在地】中国地方 【従業員数】170人 【分野】産業機械製造業

## 外国人の受入状況：2020年3月現在

- 特定技能1号のベトナム人、2名を受入れ中。
- 技能実習生が24名（国籍はベトナム、カンボジア）。

### ▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 国籍問わず、また在留資格を問わず人材が財産だと考えており、個々の成長を願い、技能実習生の受入れを継続してきた。
- 単純業務でもなく、極めて高い技術やスキルがなければできない業務でもないような、中間技能の業務を担える人材が不足。技能実習を当社で3年間経験し、関係性も築けている技能実習生を特定技能1号として再度受け入れたいという思いを持っていた。

### ▶ 特定技能外国人の採用方法

- 自社で技能実習2号修了者を採用（一度帰国した後に再来日）。技能実習修了者の中から特に即戦力として期待したい人材について、特定技能1号への在留資格変更を行った。
- また、技能実習受入れ時点で、必ず社長が現地で面接を実施。受入れを決めた実習生には、働くことを通して社会に貢献する喜びや、これまで育ててくれた親への感謝を実感してもらうため、ベトナム現地の孤児院に行くことにしている。
- 特定技能1号として受け入れるにあたっては、本人の保護者にも会いに行き、お子さんがこれからさらに最長5年間、日本で働くことについての意思確認と同意の場を持つようにしている。
- 登録支援機関は利用していない。20年弱の技能実習生の受入れ経験から、外国人受入れに係るノウハウが相当蓄積しているためである。

### ▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 地域の清掃活動や、お祭りへの参加、社内イベントの企画・運営等、企業内外の活動にも積極的に関わってもらっている。特に、少子高齢化により地域のお祭りが存続危機になっていたが、町内会から相談を受け、9年前から実習生たちが参加し、盛り上げている。
- 日本語能力向上のため、毎年7月と12月に実施される日本語能力試験を受験する技能実習生、特定技能外国人を対象に、試験の3カ月前から、N2・N3にクラス分けをして、週2～3回の日本語勉強会を開催している（周辺の他社に在籍する技能実習生等も参加）。
- 日本人職員と同様、給与の支払い時には、明細と一緒に、社長から労いの気持ちを書いたメッセージを日本語、母国語で添えて、お礼を伝えている。



お祭りへの参加



社内での日本語勉強会



メッセージ付の給与明細

### ▶ 特定技能外国人 本人の声

- 日本に来たころは苦勞ばかりでしたが、仕事をして自分が強くなり、家族を助けていることに気づくことができました。仕事に慣れてきた今、次の目標は、より速く良い製品を作れるようになることです。
- 日本人の考え方やマナー、サービス等も学んでベトナムに持ち帰りたいです。日本に来て、自分が思っていた能力以上のことができるようになって成長できたと感じます。



# 先進的な受け入れ企業の取組み例

## 受入企業の紹介

- ・本社所在地：千葉県
- ・許可業種：建築工事業、内装仕上工事業

## 受入企業の取組み, 工夫

- ✓ 日本の文化や歴史に興味を持てるよう、地域で開催されるお祭りへ参加。（世界遺産・富岡製糸場の観光なども実施）
- ✓ 毎年社内旅行を実施し日本の風土を体感してもらう。
- ✓ 能力に応じ指導を受ける側からする側へ移行していくことで作業工程を熟知させる。
- ✓ 今後、職長教育、キャリアアップシステムゴールドカードのレベルに相当する技能教育を施す。

## 活躍の様子

- ✓ 技能検定1級取得により、現場からの信頼も厚い。1級技能士を目指そうとする後輩も増え、社内の技術力アップにつながっている。
- ✓ 熟練工に匹敵する技術をもち、受入れ中の技能実習生、建設就労者のお手本となっている。



## 就労者の紹介

- ・中国人男性
- ・職種：内装仕上げ

## 本人の声

- ✓ 初めて技能実習生として日本に来た時は、仕事も生活も覚えることが多くで大変だった。
- ✓ 再入国してからは日本の風習、文化にも慣れてきてリラックスして生活ができるようになった。

## 受入先における給与体系のイメージ

・技能実習時（月額基本給）	12万円（2006年）
	↓
・外国人建設就労者時（月額基本給）	約20.3万円
	↓
・特定技能（月額基本給）	約24.3万円
※技能習熟等に応じた昇給、賞与あり	



## 受入企業の紹介

- ・企業名：造船所A社
- ・所在地：九州地方
- ・外国人の出身国：ベトナム

## 受入企業の取組み、工夫～地方都市で安定した就労・生活環境の提供～

- ✓ 就労支援
  - ・ベトナム語を理解できる常勤社員が指導担当社員と一緒に安全面・技能面の指導を行う。生活面の相談にも丁寧に対応する。
  - ・支援責任者が本人と毎月定期的に面談を実施して、職場や生活上の要望・相談などを聞き取りしている。
- ✓ 生活支援・余暇の充実・交流
  - ・外国人専用の寮を設けている。寮は近隣のスーパーマーケットまで徒歩3分の立地。
  - ・寮の食堂で朝食・夕食を、会社で昼食を食べられるようにしている。
  - ・届け物は寮管理人が代理で受け取り、本人帰寮後に受け取れるようにしている。
  - ・寮には離れて暮らす家族と連絡が取れるように無料Wi-Fiを設置している。
  - ・サッカー、バドミントン等を楽しめるよう、休日に市営グラウンド・体育館を借用手配。
  - ・旧正月行事を開催。(春節・テト祭：余興・抽選会など。職場日本人も参加)



春節・テト祭



外国人専用の寮



部屋の様子

## 造船所A社で働く特定技能者の声

- ✓ 技能実習生・造船就労者として今回の特定技能1号在留資格で就労する機会を得ることができてよかったです。
- ✓ 受入会社では実習生・就労者としての滞在経験があり、会社や溶接作業にも慣れていて仕事がしやすいです。
- ✓ 職場では実習生・就労者の人に仕事を教えたり、グループのまとめ役としても頑張りたいです。
- ✓ 寮が会社やスーパーマーケットに近い場所にあるので便利です。



## 受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 3年間 … 技能実習生
- ✓ 3年間 … 造船特定活動 (造船就労者)
- ✓ 5年間 … 特定技能1号として最大で11年間溶接作業を経験させる。将来的には特定技能2号としての受入れも検討。

## 特定技能制度に対する受入企業の評価

- ✓ 実習生の経験を活かして日本で更なる技能向上が図られるので外国人材・企業双方にとって望ましい制度である。
- ✓ 特定技能者の存在は実習生・就労者のモチベーションが上がりキャリアアップに繋がる。我が国の産業発展に寄与する制度である。



## 受入企業 A

## 【受入企業の経営体概要】

所在地：埼玉県 工員：21名

## 【特定技能外国人の情報】

受入時期：令和元年9月

人数：1名 国籍：フィリピン

## 【受入れ機関の取組みの一例】

- ・住居については、安価な社宅費にて借上げ住宅（2DK）提供
- ・社会貢献の希望から、ボランティア活動（富士山清掃）に参加

## 【特定技能外国人の主な業務】

- ・定期点検整備（例：トランスミッションオイル量の確認）



《定期点検整備の様子》



《ボランティア参加風景》

## 【好事例】

- ・同職場及び近隣の系列工場に6名いる自動車整備職種の技能実習生に対して仕事やプライベートの相談や指導を行っており、職場の雰囲気も非常に良好

## 受入企業 B

## 【受入企業の経営体概要】

所在地：広島県 工員：22名

## 【特定技能外国人の情報】

受入時期：令和元年10月

人数：1名 国籍：フィリピン

## 【受入れ機関の取組みの一例】

- ・個人別の目標の設定と、上長による定期的な評価フィードバックを実施。その結果を給与に反映させることでモチベーション向上
- ・日本の国家資格である「自動車整備士資格」を取得するという目標があることから勉強会を実施
- ・母国の家族との連絡を取りやすくするため、WI-FIを設置

## 【特定技能外国人の主な業務】

- ・定期点検整備（例：排ガス発散防止装置の配管の損傷及び取り付け状況の確認）
- ・分解整備（例：ブレーキキャリパの取り替え）



《定期点検整備の様子》



《分解整備の様子》

## 受入企業の紹介

- ・本社所在地：千葉県
- ・技能実習生の出身国：ミャンマー
- ・受入開始：平成27年度より

## 受入企業の取り組み, 工夫

### ○就労状況等のフォローアップ

- ✓ 4~5名に対し1人の専任インストラクターを任命し、日常生活における指導等も含めて対応を行っている。
- ✓ 定期的にミャンマー人通訳を入れた人事面談を実施し、結果をフィードバックして改善を図っている。

### ○生活サポート

- ✓ 住居は社員寮を提供している。
- ✓ 基本的な生活必需品（寝具、冷蔵庫、炊飯器、調理器具等）は会社支給。その他、買物等の移動用として寮に自転車を配備している。



### ○地域交流

- ✓ インストラクターと共に各種イベントやボランティア等にも参加し、日本の文化についても理解を深めてもらっている。



## 実習生の声

- ✓ 日本での作業のやり方・考え方・ルールを勉強している。
- ✓ 日本独自の考え方である5S（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）/KYT/アサーションを学ぶことができ、興味深い。
- ✓ 作業開始前に、昨日発生した事象の内容を共有することで、同じ事象を発生させない仕組みが出来ていると感じた。
- ✓ 日本の従業員がお客様目線に立って作業していることに驚いた。
- ✓ ランプ、カーゴなどのグランドハンドリングサービスを一つの会社ですべて行なっているので、広い視野でグランドサービスを見ることができ、たくさんのことを学べた。



チームで固縛方法を学習



インストラクター監視のもと単独で特殊車両を操作

## 就労制度に対する受入企業の評価

- ✓ 外国人技能実習制度を導入することで、日常業務では接する機会が少ない海外人材と交わる機会が生まれ、社内従業員の視点拡大に繋がった。
- ✓ 文化や言葉の違いなどから、日本人に対して教える以上の難しさがあり、結果的に、どうすれば相手に伝わるかを考え続ける習慣ができた。指導の工夫を積み重ねることによってインストラクターの力量が上がり、当社においても貴重な人材育成の場となっている。
- ✓ 日常生活における指導等も含めた対応が求められるため、インストラクターの人选や指導内容の検討に労力が掛かる場面も多い。



技能実習生の  
歓送迎セレモニー

## 受入先におけるキャリアパスの例

- ✓ 入国前2か月間…派遣講師による基礎教育（日本語教育を含む）を実施
- ✓ 3か月間…座学・安全教育・生活指導
- ✓ 3か月後…技能実習生として空港グランドハンドリング業務に従事
- ✓ 1号・2号技能実習（計36ヶ月）修了後…母国の空港グランドハンドリング事業に従事

※実習の過程で必要となる社内資格の取得や、教育の受講等も一般社員と同様に実施。

※希望すれば3号技能実習により更なる技能向上も可



## 農業

### 特定技能

【受入れ機関概要】（令和2年2月現在）

所在地：長崎県平戸市

従業員：正社員3名、派遣社員16名 計19名

経営規模（派遣先）：県内のJA、農家等

【外国人材の状況】

受入れ開始：令和元年12月（カンボジアより）

・令和元年12月にカンボジア技能実習2号修了生2名をJAへ派遣し就労開始。レタスなど野菜の圃場作業等を農家から請け負う。令和2年2月末現在で島原地域にJAや農家に16名を派遣。

☆県の主導により派遣会社を設立し、外国人が安心して暮らし、就労できる環境づくりを実施

【県全体で派遣受入れを取組】

- ・長崎県では、農業分野における労力不足に対処するために平成31年2月に県公益法人、県JAグループ、人材派遣会社が出資し、人材派遣を行う新法人を設立。
- ・農業分野における特定技能外国人受入れにあたり、県段階の協議会のほか、県内ブロックごとに「受入市町連絡協議会」を設置。この中で地域住民との交流の場の設定や農作業マニュアルの翻訳などの取組により、外国人と地域住民の共生社会の実現を目指す。
- ・外国人向け住居対策として県の遊休公舎を活用。



島原地域  
受入連絡  
協議会



レタス  
収穫作業

## 漁業

### 技能実習

【受入れ機関概要】（令和元年6月現在）

○漁業種類：いか釣り

○所在地：石川県

○実習実施者：20者（23隻）

○実習生：79人（インドネシア）

【受入れ機関の取組】

○余暇の充実

- ・休漁期を利用したバス旅行

○地域交流

- ・町民卓球大会やバドミントン大会への参加
- ・2001年1月から毎年オーディションでインドネシア人漁業実習生バンドを結成（バンド名：チュミ・ボーイズ\*）し、地元福祉施設、公民館や学校などを訪問して日本とインドネシアの歌やダンスを披露

\*「チュミ」はインドネシア語で「イカ」を意味する

○日本語習熟

- ・日本語学習会への参加
- ・日本語学習の一環でNPO法人の協力を得て日本の歌を練習

○母国との絆

- ・スマトラ地震の際には街頭募金活動を行い、自分たちの小遣いも加えて母国へ献金



グループホーム訪問



公民館まつりに参加

## 飲食料品製造業

【実習実施者概要】（令和2年2月現在）

技能実習

所在地：北海道

従業員数：正社員10名 パート60名 その他派遣等

経営規模：1事業所1工場（サラダ製造、そう菜製造）

【外国人材の状況】

受入開始：平成29年9月（ベトナムより）

【受入れ機関の取組】

- ・積極的な近隣の日本人住民との交流により相互理解を図っている。
- ・地域の清掃やボランティアなどに積極的な参加している。



自主的な行動で地域の清掃に取り組んでおり、住民との相互理解ができている



祭りや書道・絵画展などの地域行事に参加し、住民とのコミュニケーションが取れている

## 外食業

【受入れ機関概要】（令和2年2月現在）

特定技能

所在地：大阪府

店舗数：7店舗 従業員：約80人

業態：餃子・ラーメン・中華料理店

【外国人材の状況】

Dさん（男性・26歳・ベトナム出身・2017年来日・N4取得）

受入れ開始：令和元年8月

【受入れ機関の取組】

- ・会社として様々な在留資格の外国人を採用し、いくつかのキャリアプランを策定している。
- ・外国人には、繁忙で仕事に追われる都心立地店ではなく、あえて郊外店でしっかり日本語や習慣を身につけてもらいつつ、店では中心スタッフとして働いてもらうことで本人のやる気向上を図っている。更に、地方店に外国人を配置することで、地域の人材不足解消も目指している。
- ・同じ出身国のマネージャによりアドバイスを受けられるようにすることで、外国人にとって働きやすい体制となるよう心がけている。



Dさんが働くお店の外観



厨房に立つDさん